

平成20年10月

平成20年11月

平成25年11月

平成26年 3月

平成28年10月

刑事損害賠償命令事件に関する書記官事務の手引

最高裁判所事務総局刑事局

最高裁判所事務総局民事局

目 次

第1編	損害賠償命令手続	1
第1章	損害賠償命令の申立てから第1回審理期日までの事務	1
第1	申立書の受理	1
1	受付事務	1
2	事件記録の編成	4
3	事件の分配	4
4	予納郵便切手管理袋への登載	4
第2	判決宣告期日までの事務	5
1	申立書審査	5
2	申立書副本の送達等	9
3	公判期日の通知	9
第3	弁論終結後、判決宣告期日に向けた準備	10
第4	有罪の判決宣告後、第1回審理期日までの事務	11
1	第1回審理期日の指定	11
2	第1回審理期日の呼出し	11
3	受命決定等	12
4	開廷時の留意点	12
第2章	審理期日にかかる事務	13
第1	第1回審理期日における手続（刑事損害賠償命令事件における特例等）	13
第2	その他の手続	13
1	審理の併合（民訴法152条1項準用）	13
2	審理の分離（民訴法152条1項準用）	14
3	審理の終結宣言	14
4	審理の再開（民訴法153条準用）	15
5	裁判官の交代	15
第3	期日間の事務	15

1	主張書面の提出（規則24条1項）	15
2	書証の写し及び証拠説明書の提出（規則24条2項）	16
第4	調書の作成	16
1	手続調書（第1号様式・第2号様式）	16
2	書証目録（第3号様式・第4号様式）	17
3	参考人等目録（第5号様式）	22
4	供述調書（第6号様式・第7号様式）	22
第5	供述調書の省略等	22
第3章	損害賠償命令	24
第1	決定書等の作成及び送達	24
1	決定書	24
2	決定書に代わる調書	26
第2	異議の申立て	27
1	異議申立書の受付	27
2	送付しない刑事関係記録の特定	28
3	記録の送付	29
4	異議申立権の放棄，異議の取下げ	32
第4章	刑事損害賠償命令事件の終了に関する事務（損害賠償命令を除く）	34
第1	民事訴訟手続への移行	34
1	民事訴訟手続に移行する場合	34
2	手続の流れ	35
3	送付しない刑事関係記録の特定	35
4	記録の送付	36
第2	申立ての却下	36
1	損害賠償命令の申立てを却下する場合	36
2	手続の流れ	37
3	不服申立て	37
第3	法25条の規定による場合	38

第4章	その他	38
1	請求の放棄又は認諾	39
2	申立ての取下げ	39
3	和解	39
第5章	刑事損害賠償命令事件の記録の閲覧及び謄写等	41
第1	記録の閲覧及び謄写	41
1	原則	41
2	刑事関係記録の場合	41
3	その他	42
第2	記録正本等の交付	43
第3	証明書の交付	43
1	一般証明	43
2	確定証明	44
第6章	事件終局後の事務	45
第1	記録の引継ぎ・保存等	45
1	部における事務	45
2	訟廷における事務	45
第2	執行文の付与	46
第3	強制執行停止の申立て	47
1	概要	47
2	申立て	47
3	決定に伴う事務	48
第7章	当事者が日本語を解さない場合の事務	49
第1	相手方（被告人）が日本語を解さない場合	49
1	通訳料等の費用の予納	49
2	通訳人の指定	49
3	調書の作成	49
第2	申立人が日本語を解さない場合	51

第2編	通常移行後の民事訴訟手続	52
第1章	通常の民事訴訟手続との違い	52
第2章	通常移行後の手続	54
第1	受付事務等	54
1	送付記録の受領及び立件	54
2	事件記録の編成	54
3	事件の分配	54
第2	第1回口頭弁論期日までの事務	54
1	訴状審査等	54
2	管轄に関する調査	55
3	手数料等	55
4	第1回口頭弁論期日の指定と呼出し	57
第3	審理手続	58
1	口頭弁論手続と調書の記載	58
2	特例による書証の申出	60
3	判決	60
4	記録の保存	61
第4	特例による書証の申出	62
1	特例による書証の申出の方式等	62
2	特例による書証の申出がされた場合の記録の編成	64
3	刑事損害賠償命令事件の当事者でない相手方に送付すべき書証の写しの提出について	65
4	書証目録の記載について	65
第3章	送付記録の閲覧・謄写について	68

書 式 例

- 例 1 刑事損害賠償命令申立書
- 例 2 - 1 刑事損害賠償命令事件記録表紙 (表)
- 例 2 - 2 刑事損害賠償命令事件記録表紙 (裏)
- 例 3 予納郵便切手管理袋
- 例 4 裁判管轄地の指定 (変更) 書
- 例 5 補正命令 (損害賠償命令手続)
- 例 6 申立却下決定 - 法 27 条 1 項 1 号
- 例 7 (1, 2) 手続説明書
- 例 8 - 1 公判期日通知書
- 例 8 - 2 公判期日通知書 (判決宣告期日用)
- 例 9 送達場所等の届出書
- 例 10 - 1 期日呼出状 (口頭弁論期日)
- 例 10 - 2 期日呼出状 (審尋期日)
- 例 11 期日の簡易呼出表
- 例 12 - 1 答弁書 (在宅者用)
- 例 12 - 2 答弁書 (被収容者用)
- 例 13 受命決定
- 例 14 - 1 併合決定 (基本事件)
- 例 14 - 2 併合決定 (被併合事件)
- 例 15 分離決定
- 例 16 再開決定
- 例 17 - 1 損害賠償命令 (全部認容)
- 例 17 - 2 損害賠償命令 (一部認容)
- 例 18 - 1 注意書 (申立人用)
- 例 18 - 2 注意書 (相手方用)
- 例 19 異議申立却下決定

- 例 2 0 - 1 求意見書（不送付記録）－検察官用
- 例 2 0 - 2 求意見書（不送付記録）－弁護士用
- 例 2 0 - 3 照会書（不送付記録）－被告人用
- 例 2 1 不送付記録特定書面
- 例 2 2 記録送付書
- 例 2 3 終了決定
- 例 2 4 移行申立却下決定
- 例 2 5 同意確認事務連絡
- 例 2 6 同意回答書
- 例 2 7 申立却下決定－法 2 7 条 1 項 3 号
- 例 2 8 申立却下決定－法 2 7 条 1 項 4 号
- 例 2 9 移送等通知事務連絡
- 例 3 0 - 1 求意見書（閲覧・謄写）－検察官用
- 例 3 0 - 2 求意見書（閲覧・謄写）－弁護士用
- 例 3 0 - 3 照会書（閲覧・謄写）－被告人用
- 例 3 1 補正命令（通常移行後の民事訴訟手続）
- 例 3 2 説明書（特例による書証の申出について）
- 例 3 3 - 1 特例による書証申出書
- 例 3 3 - 2 特例による書証申出書（記載例）

調書記載例

- 記載例 1 第 1 回口頭弁論調書（続行）
- 記載例 2 第 1 回口頭弁論調書（審理の終結まで）
- 記載例 3 - 1 第 1 回審理期日における併合決定
- 記載例 3 - 2 第 1 回審理期日における併合決定（被併合）
- 記載例 4 受命裁判官による審尋手続
- 記載例 5 - 1 期日における受命決定（裁判所による審尋→受命による審尋）
- 記載例 5 - 2 受命裁判官による和解
- 記載例 6 期日における受命決定（裁判所による口頭弁論→受命による審尋）
- 記載例 7 調書決定
- 記載例 8 職権による民事訴訟手続への移行（法 38 条 1 項）
- 記載例 9 当事者の申述による民事訴訟手続への移行（法 38 条 2 項 2 号）
- 記載例 10 - 1 当事者が日本語を解さない場合（通訳人の指定等）
- 記載例 10 - 2 通訳人調書

書証目録記載例

〈当事者提出分〉

- 記載例 1 一般例
- 記載例 2 証拠説明書が提出された場合
- 記載例 3 偽造の主張がなされた場合

〈刑事関係記録分〉

- 記載例 4 一般例

そ の 他 （ 参 考 ）

- 図 1 刑事損害賠償命令事件の流れ
- 図 2 記録の流れ

略 語 例

法	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律
規則	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則
民訴法	民事訴訟法
民訴規則	民事訴訟規則
民訴費用法	民事訴訟費用等に関する法律
刑訴法	刑事訴訟法
刑訴法施行法	刑事訴訟法施行法
刑訴規則	刑事訴訟規則
民保規則	民事保全規則
民執法	民事執行法
民執規則	民事執行規則
受付分配通達	平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」
民訴記録編成通達	平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」
郵券通達	平成7年3月24日付け最高裁総三第18号事務総長通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」
損賠調書等通達	平成20年10月22日付け最高裁総三第000990号総務局長、刑事局長通達「刑事損害賠償命令事件の調書の様式、記録の編成等について」
刑事送付保存通達	平成4年9月4日付け最高裁総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」
閲覧等通達	平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事

件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」

刑事損害賠償命令事件に関する書記官事務の手引

第1編 損害賠償命令手続

刑事損害賠償命令事件の流れについては、図1「刑事損害賠償命令事件の流れ」参照

第1章 損害賠償命令の申立てから第1回審理期日までの事務

第1 申立書の受理

1 受付事務

(1) 申立書の受理^{*1}

ア 立件

事件係において刑事損害賠償命令申立書【例1】の余白に受付日付印を押印し、刑事損害賠償命令事件簿（以下「事件簿」という。）に登載する^{*2}。受付日付印の所定欄に事件の符号（損）及び番号を記入し、その傍らに認印する。

イ 収入印紙等の添付等の旨の記載と収入印紙の消印

収入印紙がはり付けられ、又は収入印紙、郵便切手が添付されている申立書を受け付けた場合には、その額を確認し、添付された収入印紙は、速やかに書類にはり付けた上、申立書の第1ページの余白にはり付け又は添付されている旨及びその額等を付記して認印する。申立書にはり付けられた収入印紙は、速やかに備付けの消印器を用いてはっきりと消印する。

(2) 申立手数料

ア 1個の訴因に対応する申立て（2000円）を基準に算出する（法42条1項）。

（ア）相続人の固有損害に係る申立手数料

*1 受付分配通達参照

*2 刑事裁判事務支援システム（KEITAS）を利用した事務処理については、平成23年1月13日付け最高裁総三第000004号総務局長通達「刑事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」を参照。

相続人固有の慰謝料，葬儀費用等の損害は，訴訟物としては被害者本人の損害とは別個のものと考えられるが，慰謝料，葬儀費用等は相続人の損害賠償請求において一体的，定型的に算出される場合も多く，被害者の損害に相続人固有の損害が加わっても，損害額の算定に関する労力が殊更増大するものではないので，このような場合，相続人固有の損害賠償をも含めて1個の申立てとして取り扱うこととなり，手数料は2000円となる。

(イ) 複数訴因の場合の申立手数料（客観的併合）

客観的併合の場合には，訴因が複数存在することから，訴因の個数に2000円を乗じた額が手数料となる。

(ウ) 複数被告人の場合の申立手数料（主観的併合）

通常の民事訴訟手続においては，同一の訴えで数人の連帯債務者に対し，各自同一の金額を請求する場合には，いわゆる主張利益が共通である場合に当たることとなって，民訴法9条1項ただし書により，各人に対する請求の価額を合算しないこととされており，これを基にその手数料を算出する（法42条4項，民訴費用法4条1項）。

それと同様に，同一の刑事裁判所で併合審理されている複数の共同被告人に対して1通の申立書で損害賠償命令の申立てをする主観的併合の場合は，訴因が1つで共通であれば，手数料は2000円となる。

一方，通常の民事訴訟手続において，数人に対する請求について訴えの提起が別個にされた場合には，各請求について主張利益が共通であり，かつ，弁論の併合が予定される場合であっても，別途手数料を納めなければならないのと同様に，ある被告人に対する損害賠償命令の申立て後，他の被告人に対しても損害賠償命令の申立てをする場合^{*3}には，訴因が

*3 手続の途中で相手方を追加したり，同一の相手方に対して別の訴因を追加することによる請求の追加は，新たな申立てとなるため，これができる時期は，損害賠償命令の申立てができ

同一であっても、別途2000円の手数料を納めなければならない。

イ 複数の訴因に係る手続が分離された場合（共同被告人に係る手続が分離された場合を含む。）

例えば、併合されていた複数の訴因又は同一の訴因に係る共同被告人について損害賠償命令の申立てをしていた場合において、当該刑事手続の一部が分離された場合などには、通常の民事訴訟において、口頭弁論が分離された場合に別途手数料を納める必要がないのと同様、分離された手続に係る訴因について新たな手数料は不要である。

(3) 添付書類等の点検

ア 訴訟委任状及びその他資格証明書

法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權（訴訟代理権等）は、書面で証明する必要がある（民訴規則15条，18条，23条）。

(ア) 訴訟委任状（訴訟代理人）

(イ) 商業登記簿謄抄本若しくは登記事項証明書等（当事者が法人の場合の代表者）

(ウ) 戸籍謄本等（当事者が未成年の場合の親権者）

イ 申立書副本

相手方の人数分の副本があるか確認する。

ウ 郵便切手

法律上、刑事損害賠償命令申立書及び損害賠償命令の決定書は送達しなければならないとされていること（法24条，32条3項），また刑事施設内に収容されている者に対する呼出しや書類の送付は、郵便によって行うことが相当である場合があることなどを考慮して、申立人に予納してもらう額を定めることが必要である。

る刑事被告事件の弁論の終結までである。なお、請求の変更は、刑事損害賠償命令事件の審理終結まで可能であり、この場合は、請求が拡張されても印紙の追納は必要ない。

エ その他

(ア) 申立人が「被害者又はその一般承継人」に該当するかどうかは立証事項であり、申立て時に疎明資料を提出させる必要はない。

(イ) 書証の写しを申立て時に添付する必要はない（民訴規則55条2項は準用されない。）。損害額の内訳に関する証拠を添付することはないが、損害額の内訳のみの証拠でない場合には、法23条3項に抵触するおそれがある。

申立人が窓口でこのような書面を提出しようとした場合には、申立人に対し、刑事被告事件の有罪判決の言渡し後に改めて提出するよう促す、又は郵送で申立てがされて受理した場合であっても、正式な書証申出行為とは扱わず、有罪判決の言渡しまでは相手方には書証の写しを送付しない等の運用が考えられる。

2 事件記録の編成

記録表紙【例2-1】を作成（事件番号、当事者、訴訟代理人等を記載する。）し、記録を3分方式で編成する*4。

3 事件の分配

編成を終えた記録は、速やかに、刑事被告事件が係属する担当の部又は係に配布し、記録、郵便切手の授受を明らかにするため、事件簿の受領印欄に受領印を受ける。

なお、刑事損害賠償命令事件記録の配布を受けた担当係は、当該刑事被告事件の記録表紙に、損害賠償命令の申立てがされた旨を表示する*5。

4 予納郵便切手管理袋への登載*6【例3】

*4 民訴記録編成通達参照（損賠調書等通達記第2により準用）

*5 例えば、記録表紙余白に「損」というゴム印を押すなどの運用が考えられる。

なお、この措置は、裁判所における事務処理上の便宜だけでなく、検察庁において刑事被告事件確定後の記録の所在の把握等に資するために必要であるため、行うものである。

*6 郵券通達参照

担当部の主任書記官は、郵便切手の額を確認した後、予納郵便切手管理袋に所要の記載をし、係書記官に払い出す。

係書記官は、予納郵便切手を受領したときは、郵便切手の額を確認の上、予納郵便切手管理袋に所要の記載をし、押印する。

第2 判決宣告期日までの事務

1 申立書審査

(1) 申立書審査及び補正の促し

ア 申立書審査

形式的記載事項（規則20条、民訴規則2条）、実質的記載事項、添付書類等について審査を行う。

なお、刑事被告事件の審理をしている裁判官の心証に不当な影響を与えることになるのではないかとの懸念を当事者に生じさせるおそれがないともいえないことから、申立書には、法23条2項各号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定めた事項以外の事項は記載してはならないこととされている（法23条3項）ので、注意を要する。

（ア）形式的記載事項

a 表題（規則20条1項1号）

表題として、例えば、「刑事損害賠償命令申立書」などと記載されるものと考えられる。

b 申立てに係る刑事被告事件の表示（規則20条1項2号）

刑事被告事件の事件番号及び事件名を記載する。

c 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（法23条2項1号、規則20条1項3号）

申立人の住所については、実際の居住地を記載しないことにつき、やむを得ない理由がある場合で、その場所に連絡すれば、申立人への連絡が付く場所等の相当と認められる場所が記載されているときには、

申立人の実際の居住地を記載することを厳格には求めないなどの柔軟な取扱いをすることが相当である*7。

d 申立人又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）（規則20条1項4号）

e 送達場所及び送達受取人（規則20条1項5号）

申立人は、送達を受ける場所を届け出なければならず、この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

f 年月日（規則20条1項7号）

g 裁判所の表示（規則20条1項8号）

h 法34条1項等の規定により指定する地（規則30条1項、2項）

申立人は、法34条1項（法38条4項において準用する場合も含む。）により、民事訴訟手続に移行した場合の裁判管轄地を指定することができるが、その指定は、できる限り申立書に記載してしなければならない*8。

(イ) 実質的記載事項

a 請求の趣旨（法23条2項2号）

b 刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実（法23条2項2号）

刑事被告事件の訴因に係る事実をそのまま記載することが想定されているが、申立人が検察庁の運用に基づいて起訴状記載の公訴事実等

*7 訴状等における当事者の住所の記載の取扱いについては、実際の居住地を記載しないことにつき、やむを得ない理由がある場合で、その場所に連絡すれば、原告への連絡が付く場所等の相当と認められる場所が記載されているときには、原告の実際の居住地を記載することを厳格には求めないなどの柔軟な取扱いがされている（平成17年11月8日付け民事局第二課長、家庭局第一課長、総務局第一課長事務連絡「訴状等における当事者の住所の記載の取扱いについて」参照）。

*8 申立人は、いったん指定した地を変更することもでき、指定及び変更は、申立てから異議の申立て又は法38条1項若しくは2項の終了決定の時までに書面で行わなければならない。

【例4】刑事損害賠償命令申立書以外の書面で、指定又は変更がされたときは、裁判所書記官は相手方にその旨を通知しなければならない（規則30条3項）。

の内容を記載した書面の交付を受けている等の場合^{*9}において、「訴因として特定された事実」を正確に記載するための便宜として、当該起訴状の記載を引用することができ（規則20条2項）、引用する場合の記載としては、「平成〇年〇月〇日付け起訴状記載の公訴事実第1」などと記載することが考えられる^{*10}。

c 損害額の内訳（規則20条1項6号）

申立人の被った損害の内容について、具体的な損害の額を損害の項目ごとに区分して記載する。

(ウ) 申立人又は代理人の記名押印（規則20条1項柱書）

イ 補正の促し（民訴規則56条）

形式的記載事項、実質的記載事項に不備がある場合（申立書に記載が許されない事項が記載されていた場合も含む。）には、補正の促しを行うべきか裁判官の判断を仰ぐ。はり付けられた収入印紙が手数料額に満たない場合は、直ちに申立人に連絡し、不足分の収入印紙を納付させる。

(2) 補正命令

ア 補正命令

次の場合で、任意補正を促しても補正に応じないときは、裁判所が補正命令を発する（法27条1項1号，民訴法137条1項，138条2項）

^{*11}。【例5】

(ア) 申立書の必要的記載事項（法23条2項）の不備（申立書に記載が許されない事項が記載されていた場合も含む。同条3項）（民訴法137

^{*9} 起訴状を引用する前提として、申立人が「刑事被告事件に係る訴因」を把握している必要がある。

^{*10} 起訴状を引用した場合でも、申立書に起訴状写しを添付する必要はないが、刑事損害賠償命令事件記録において訴因として特定された事実を明らかにしておく必要があることから、担当書記官において起訴状の写しを作成し、申立書の次につづる。

^{*11} 法27条1項1号により損害賠償命令の申立ての審査は裁判所が行うこととされているので、補正命令を発するのも「裁判長」ではなく「裁判所」である。

条1項)

(イ) 申立手数料の不納付（民訴法137条1項）

(ウ) 申立書の送達をすることができない場合（申立書の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）（民訴法138条2項）

イ 補正命令謄（正）本^{*12}の送達

補正命令謄（正）本を作成し、申立人（又は申立人代理人）に送達する。

補正命令の原本は、記録の第3分類の「その他」に編てつする。

(3) 申立却下決定

ア 申立却下決定

申立書の記載に不備がある場合や申立手数料の納付がない場合等で、補正命令によっても補正がされなかった場合は、裁判所は、決定で申立てを却下する（法27条1項1号）。【例6】

なお、刑事被告事件が審判の併合の決定等により地方裁判所以外の裁判所に係属することとなった場合等（法27条1項2号等）、補正する余地がない場合には、補正命令を発することなく、裁判所は、決定で申立てを却下する。

イ 申立却下決定正本^{*13}の作成

申立却下決定の正本を作成し、申立人（又は申立人代理人）に送達する^{*14}。申立却下決定の原本は、記録の第1分類の判決書群に編てつする。

ウ 申立却下決定に対する不服申立て

申立てが不適法であることを理由とする（法27条1項1号）申立却下決定に対しては、即時抗告をすることができる（法27条2項）。即時抗

*12 補正命令については、正本を送達すべきとの規定がないため、告知方法としては、謄本を送達することで足りる。

*13 申立却下決定は、訴え却下判決に準じ、正本の送達により告知すべきであると考えられる。

*14 申立書の却下ではない（そもそも民訴法137条2項は準用されていない。）ため、民訴規則57条は準用されず、申立書の原本を同時に返還する必要はない。

告申立期間は、決定正本送達日の翌日から起算して1週間である（民訴法332条）。なお、申立手数料は1000円である（民訴費用法3条1項、別表第1の18の項の(4)）。

2 申立書副本の送達等

(1) 申立書副本の送達

相手方（被告人）に対して申立書副本を送達する（法24条、規則21条）^{*15}。送達に要する費用は当事者負担であるから（法42条4項、民訴費用法11条、12条、13条）、郵便により送達を行う場合には、予納郵便切手を使用する。

(2) 被告人と訴訟追行者が異なる場合

少年である被告人とその法定代理人のように、起訴状が送達される被告人と申立書副本が送達される訴訟追行者が異なる場合において、申立書の刑事被告事件に係る訴因として特定された事実の記載について起訴状の記載を引用しているときは、訴訟追行者に対して申立書副本のほか、起訴状の写しを添付して送達する取扱いが相当である。

3 公判期日の通知

(1) 公判期日の通知

申立人に対し、当該刑事被告事件の公判期日を相当な方法で通知し（法26条2項、民訴規則4条1項）、通知したことを記録上明らかにしておく（民訴規則4条2項）。この通知は、当該刑事被告事件の終局裁判の告知があるまでの間行わなければならない。【例2-2, 8-1】

なお、この通知は、申立人が被害者参加人である場合や刑事損害賠償命令

*15 申立書副本を相手方に送達するときには手続の説明書を添付することが考えられる。【例7】特に国選弁護人が選任されている被告人の場合には、刑事被告事件の弁護人が当然に刑事損害賠償命令事件の代理人になるとの誤解を与えないようにするため、【例7-2】を用いることが有用である。

事件の代理人が被害者参加人から出席について委託を受けた弁護士と同一である場合などには、被害者参加制度における公判期日の通知（刑訴法316条の34第2項）と兼ねて行うことができる^{*16}。この場合にも、刑事損害賠償命令事件の記録に通知したことを明らかにしておく。【例2-2】

(2) 判決宣告期日の通知

通知すべき公判期日が判決宣告期日の場合には、法律上、有罪判決の場合には直ちに刑事損害賠償命令事件の第1回審理期日が開かれることとされていることから、その旨の通知も併せて行う必要がある。【例8-2】

これは、刑事損害賠償命令事件の第1回審理期日を円滑に行うために、申立人等に、判決宣告期日に在廷してもらう必要があるからである。

なお、相手方（被告人）に刑事損害賠償命令事件の代理人が付いている場合又は少年である被告人とその法定代理人のように被告人と訴訟追行者が異なる場合には、上記と同様の理由で、これらの代理人に対しても、判決宣告期日及び、有罪判決の場合には法律上直ちに刑事損害賠償命令事件の第1回審理期日が開かれることとされている旨の通知を行う必要がある。

第3 弁論終結後、判決宣告期日に向けた準備

損害賠償命令の申立てについての裁判は、任意的口頭弁論の方式を採用しており、口頭弁論を開くか否かは裁判所の裁量によって決められる（法29条）。

したがって、担当書記官は、刑事被告事件の判決宣告期日に臨む前に次の事項について、担当裁判官と打合せを行う必要がある。

① 期日の種類（口頭弁論期日か審尋期日か）^{*17}

〈審尋の場合〉

② 審尋を行う裁判官（合議体の場合、受命裁判官が行うか）

③ 審尋を行う場所（法廷から移動するか）^{*18}

*16 被害者参加制度の公判期日の通知と本制度の通知を兼ねて行う場合は、公費で行うことになると考えられる。

*17 簡易迅速な審理の実現のためには、基本的には審尋で足りると考えられる。

第4 有罪の判決宣告後、第1回審理期日までの事務

1 第1回審理期日の指定

(1) 第1回審理期日を判決宣告後直ちに開く場合

刑事被告事件の判決宣告後、直ちに（少なくとも同日中に）刑事損害賠償命令事件の審理期日を開く場合には、その旨の決定をする（第1回審理期日を指定した旨を記録表紙に記載し、裁判長（官）の認印を受ける。）。【例2-2】

(2) 第1回審理期日を直ちに開くことが相当でない場合

刑事被告事件の判決宣告期日に申立人が出頭していない場合には、刑事損害賠償命令事件の審理期日の呼出しができず、第1回審理期日を直ちに開くことはできない。その場合には、速やかに申立人等と期日の打合せをした上で、別途第1回審理期日を指定することになる（法30条1項）。

2 第1回審理期日の呼出し

(1) 申立人等が刑事被告事件の判決宣告期日に在廷している場合

刑事被告事件の判決宣告後、出頭している当事者双方に対して、その場で刑事損害賠償命令事件の第1回審理期日の呼出しをする。呼出しをした旨及びその方法は、記録上明らかにしておく（規則22条）。【例2-2】

なお、相手方が執行猶予判決を受けた場合、在宅被告人であった場合、法定代理人である場合などには、送達場所等の届出を促す運用が相当である*

¹⁹。【例9】

(2) 申立人等が刑事被告事件の判決宣告期日に在廷していない場合

*18 審理期日を行う場所については、審尋手続による場合は、裁判所内の適宜の場所で行うことができるが、身柄事件について実刑判決が言い渡されたときには戒護の必要から、また、猶予判決を受けた被告人であっても、一旦拘置所に戻るのであり、刑務官が身柄の所在について管理・把握しておく必要があることから、刑事法廷で実施することが適当な場合が多いと考えられる。

*19 刑事施設被収容者については、送達場所の届出があってもその効力はない（刑事施設に収容されている者と送達場所届出制度との関係については「民事訴訟関係書類の送達実務の研究」P63～65参照）。

前記1(2)のとおり別途期日を指定し、当事者双方に対し、相当な方法で呼出しをする。【例10-1, 10-2】呼出しをした旨及びその方法は、記録上明らかにしておく(規則22条)。【例2-2, 11】

この場合、相手方(被告人)に対しては、答弁書のひな型【例12-1, 12-2】^{*20}を交付するなど、刑事損害賠償命令事件の手続の説明を行うことが考えられる。

3 受命決定等

審尋期日は受命裁判官に行わせることができる(法40条, 民訴法88条)。最初の審尋期日を受命裁判官が行う場合は、刑事被告事件の判決宣告後、第1回審理期日前に、裁判所による審尋を受命裁判官に行わせる旨の決定、裁判長による受命裁判官の指定、受命裁判官による期日指定を行う(規則34条, 民訴規則35条)。【例13】

4 開廷時の留意点

口頭弁論ではなく審尋期日を開く場合で、判決宣告期日後、引き続きその法廷で第1回審尋期日を行う場合には、審尋は公開を予定していないことから、傍聴人を退廷させ、のぞき窓をふさぐなどの措置をとる必要がある。

*20 【例12-1】は、相手方が執行猶予の判決を受けた場合、在宅被告人であった場合、法定代理人である場合などに使用し、【例12-2】は、相手方が刑事施設に収容されている場合に使用する。

第2章 審理期日にかかる事務

第1 第1回審理期日における手続（刑事損害賠償命令事件における特例等）

損害賠償命令の申立てについては、特別の事情がある場合を除き、4回以内の審理期日において、審理を終結しなければならないとされている（法30条3項）。

また、以下のとおり裁判所が最初の審理期日において行わなければならない手続が法と規則で定められている。【調書記載例1, 2】

- ② 申立人の主張の補充の聴取（規則23条1項）
- ② 請求の趣旨に対する答弁及び申立書に記載された事実に対する認否^{*21}の聴取（規則23条1項）
- ③ 刑事被告事件の訴訟記録の取調べ^{*22}（法30条4項）

以上のほか、第1回審理期日に限らず、審理期日を開いた場合は、次回期日の指定、次回期日に行う手続及び次回期日までに準備すべきことの確認をしなければならないことが定められている（規則23条2項）。

第2 その他の手続

1 審理の併合（民訴法152条1項準用^{*23}）

被害者が複数いる事案で、同じ相手方（被告人）に対する刑事損害賠償命令事件が別々に申し立てられた場合などには、審理を併合して行うことが考えられる。

この場合、第1回審理期日から併合して審理することが考えられるが、併合決定の方式は、①刑事被告事件の判決宣告後、第1回審理期日前に裁判書を作

*21 相手方が有罪の言渡し前に、請求の趣旨に対する答弁等を記載した書面を提出していた場合は、第1回審理期日において申立人に副本を交付することになる。

*22 最初の審理期日において、申立ての取下げ、請求の放棄・認諾、和解成立があった場合など、民事裁判所に移行する可能性がないことが明らかな場合は、刑事訴訟記録の取調べを行う必要はないと考えられる。

*23 刑事損害賠償命令事件の手続においては、民訴法152条1項の「口頭弁論」は、審理手続（広義の「弁論」）と読み替えることになる。

成する方法【例14-1, 14-2】と、②両事件の第1回審理期日を事実上同一の日時に指定した上で、当該期日において併合決定を行い、手続調書にその旨記載する方法【調書記載例3-1, 3-2】とがある^{*24}。

①の方法によった場合、当事者双方に対して相当な方法^{*25}で告知し、その旨及び方法を記録上明らかにする（民訴法119条，民訴規則50条2項）。

2 審理の分離（民訴法152条1項準用²²）

被害者が複数被告人を相手方として1件の申立てを行った事案で、そのうちの1人の被告人について先に刑事被告事件の判決宣告があった場合などには、先に判決宣告があった被告人に対する刑事損害賠償命令事件を、基本事件から分離して審理することが考えられる。この場合、相被告人に対する事件については審理を開始することができないため、審理期日において分離決定を行うことはできず、先行して判決がされた刑事被告事件の判決宣告後、第1回審理期日前に裁判書を作成して分離決定を行うことになる^{*26}。【例15】

なお、決定の告知は、当事者全員^{*27}に対して相当な方法で行い、その旨及び方法を記録上明らかにする。

3 審理の終結宣言

裁判所は、審理を終結するときは、審理期日においてその旨を宣言しなければならない（法31条）。【調書記載例2】

この審理の終結宣言は裁判所が行うこととされており、それまで受命裁判官が審尋を行っていた場合は、受命裁判官によって審理する旨の決定を取り消し

*24 併合された事件（被併合事件）記録は、併合時期にかかわらず、一括して併合した事件（基本事件）記録に添付（ひき船）する（損賠調書等通達記第2，民訴記録編成通達記2(2)）。

*25 審理期日に出頭している当事者に対して口頭で告知するのが通例であろう。

*26 刑事損害賠償命令事件の記録を分冊しない場合は、調書において、基本事件と分離事件の調書を識別するための特定（標題に（相手方〇〇分）などと記載する。）が必要になる。

*27 分離する事件の当事者だけでなく、基本事件の当事者（本文例の場合は相被告人）に対しても告知する。なお、相被告人（基本事件の当事者）は、当該判決宣告期日に出頭していないことも考えられ、その場合は即時に分離決定の告知を行うことができないが、不服申立てが認められていないことなどから、相被告人に対する告知が未了の場合でも、刑事損害賠償命令事件（分離する事件）の審理を開始して差し支えない。

た上で新たな審尋期日を開き、裁判所が審理の終結宣言をしなければならない^{*28}。

審理の終結宣言がされた後に当事者から資料が提出された場合、その資料は訴訟資料とはならないため、終結宣言後に提出されたことが分かるような措置^{*29}をとる。

4 審理の再開（民訴法153条準用）

審理の終結宣言後、決定までの間に、裁判官から審理を再開する旨の指示があったときは、期日調整を行い、審理の再開決定書【例16】及び期日指定書を作成する。

当事者双方に対しては、相当な方法で告知し、その旨及び方法を記録上明らかにする。

なお、審理の再開を行った場合は、審理を終結する期日において再び審理の終結宣言を行う必要がある^{*30}。

5 裁判官の交代

刑事損害賠償命令事件の審理は任意的口頭弁論の方式を採用しており、口頭弁論を開いた場合であっても、それは直接主義の要請に基づくものではないため、審理の途中で裁判官が交代しても弁論を更新する必要はない。

第3 期日間の事務

1 主張書面の提出（規則24条1項）

*28 受命裁判官による審尋（民訴法88条）【調書記載例4】の内容は、当事者や利害関係人の主張を口頭または書面で聴取したり、当事者や参考人の供述を求めることであり、審理を終結することはその権限とはされていない。なお、法40条は、和解の試みについて規定した民訴法89条を準用しているため、受命裁判官が和解をすることは可能である。【調書記載例5-2】また、期日で当事者から移行の申述があつて、相手方の同意を得られても、受命裁判官による終了決定はできないため、別途期日外で裁判所による決定をする必要がある。

*29 例えば、資料余白に鉛筆で「終結宣言後に提出」などと付記しておく、付せんを貼付して注意喚起をすることなどが考えられる。

*30 損害賠償命令手続においては、主張書面等は期日外で提出すればそのまま訴訟資料となるため、そのために期日を開く必要はないが、審理の終結宣言後に当事者が提出した主張書面や書証等を訴訟資料とする必要が生じた場合には、審理の再開をするほかない。

主張書面については、民訴規則の直送を義務づける規定（民訴規則 83 条）は準用されず、裁判所に相手方分の写しとともに提出することとされている（規則 24 条 1 項）。

したがって、担当書記官は、当事者から主張書面の提出があれば、速やかに相手方に送付しなければならない（規則 24 条 3 項）が、民訴規則 47 条 3 項が準用されるので、手続の円滑、迅速な進行を図るという観点から、当事者双方に代理人が選任されているなどの場合には、当事者から相手方に直送をする運用が行われるものと思われる。

2 書証の写し及び証拠説明書の提出（規則 24 条 2 項）

書証の写し及び証拠説明書は、裁判所に相手方分の写しとともに提出することとされている（規則 24 条 2 項）。

したがって、担当書記官は、当事者から書証の写し及び証拠説明書の提出があれば、速やかに相手方に送付しなければならない（規則 24 条 3 項）が、文書の写し等の直送に関する民訴規則 137 条 2 項が準用されることから、主張書面と同様に、当事者双方に代理人が選任されているなどの場合には、当事者から相手方に直送をする運用が行われるものと思われる^{*31}。

第 4 調書の作成^{*32}

1 手続調書（第 1 号様式・第 2 号様式）

刑事損害賠償命令事件の手続においては、通常の民事訴訟事件と同様、審尋及び口頭弁論について、期日ごとに調書を作成しなければならない（法 40 条、規則 34 条、民訴法 160 条、民訴規則 78 条）^{*33}。

*31 証人尋問等の証拠申出書の提出については、規則において何ら定められていないことから、民訴規則を準用することになる。したがって、民訴規則 99 条 2 項により直送することも可能であるし、民訴規則 47 条 4 項により、裁判所に対して相手方へ送付するよう申し出ること可能である。

*32 刑事損害賠償命令事件の調書の様式及び記載方法等については、損賠調書等通達参照

*33 民事保全の場合、保全命令の申立てについての手続では審尋調書は原則として作成する必要はないが（民保規則 8 条 1 項）、刑事損害賠償命令事件の場合、当事者双方を呼び出して審理期日を開くこととされていることなどから、手続調書自体の省略を認めることは相当で

調書の作成については、民訴規則 66 条から 78 条までの規定が準用されるため、調書の記載の多くの部分は民事訴訟手続の記載に倣うこととなる^{*34}。

なお、刑事損害賠償命令事件においては、以下の事項について民事訴訟手続とは異なるため、留意する必要がある。

* 提出された主張書面について

損害賠償命令手続は、任意的口頭弁論の方式を採用しているため、書面の提出があれば当該書面に記載された事項を訴訟資料とすることができ、期日において主張書面を陳述する必要がないことから、手続調書には主張書面の陳述の記載は不要である。

* 文書の成立の争いについての主張

書証について、偽造等を理由に文書の成立を積極的に争う旨の主張が、期日において口頭でされたときは、手続調書に書証を特定した上でその主張内容を記載する（損賠調書等通達記第 1 の 2(2)ウ(ウ)）。【調書記載例 8】

2 書証目録（第 3 号様式・第 4 号様式）

(1) 当事者提出分（第 3 号様式）【目録記載例 1】

ア 作成の要否

書証目録の作成は原則として不要である^{*35}。ただし、当事者が提出した書証の数が多く、書証を一覧できるように整理する必要がある等の事情により裁判長から作成を命じられた場合や事件が民事訴訟手続に移行する場合には作成することになる。

イ 性質

ないとされた。

*34 弁論の要領の記載順序について、特に規定はないが、一般に、刑事の公判調書は経過調書、民事の弁論調書は結果調書と言われている（民事実務講義案 I（五訂版）p98 参照）。

*35 刑事損害賠償命令事件の審理は任意的口頭弁論の方式を採用しており、期日において提出されたもののみが証拠資料になるという制約はなく、期日外であっても当事者が書証を提出すれば当然に証拠資料となることから、期日において提出があっても、そのことを調書に記載する必要がないため作成不要とした。

書証目録を作成した場合であっても、その目録は、当事者から提出された書証を整理して一覧するためのものであり、手続調書と一体となるものではない（損賠調書等通達記第1の2(4)）。

ウ 作成要領

【符号】

- ・ 刑事被告事件の訴訟記録中の符号（甲，乙）の混同を避けるため、

申立人提出分－A号証

相手方提出分－B号証

等とし（損賠調書等通達記第1の2(4)ア），申立人や相手方が複数いる場合には，適宜数字と組み合わせることが考えられる（A₁号証，A₂号証，B₁号証，B₂号証など）。

【標目欄】

- ・ 証拠説明書の提出があり，文書の標目や原本，写しの区別等が適切に記載されている場合には^{*36}，それを引用することができる^{*37}。【目録記載例2】

【備考欄】

- ・ 当事者が偽造等を理由に文書の成立を積極的に争う旨の意見を述べた場合や書証の申出が撤回された場合には，その趣旨を簡単に備考欄に記載するとともに，その内容が記載された手続調書又は主張書面を特定する（損賠調書等通達記第1の2(4)オ）^{*38}。【目録記載例3】

(2) 刑事関係記録^{*39}分（第4号様式）【目録記載例4】

*36 当事者は，文書の記載から明らかな場合を除き，文書の標目，作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出しなければならないと定められている（規則24条2項）。

*37 民事実務講義案I（五訂版）127頁参照

*38 期日において書証の成立に関する主張が述べられた場合は，手続調書の記載事項とされているし，主張書面に記載されている場合には，当然に訴訟資料となるから，備考欄の記載はメモ的記載にすぎない。なお，これはあくまで書証目録を作成する場合の記載例であり，成立についての意見が述べられたことを理由として，書証目録を作成する必要はない。

*39 刑事損害賠償命令事件の審理期日において取り調べた刑事被告事件の訴訟記録を「刑事

ア 作成の要否

刑事被告事件の訴訟記録は、期日^{*40}において取り調べなければならないとされており、取り調べた場合には、必ず書証目録を作成しなければならない^{*41}。

イ 性質

当該審理期日の手続調書と一体となるものである^{*42}。

ウ 作成要領

刑事関係記録には、刑事損害賠償命令事件固有の書証符号及び番号は付さないため、書証目録には番号欄を設けていない。

【標目欄】

(ア) 刑事関係記録中の「書証」の記載方法

刑事関係記録中の書証については、当該書証にかかる証拠等関係カードの写し（略語表を含む。）を添付引用することとし^{*43*44}、標目欄の引用文言に甲乙弁等の別を記載してチェックした上で刑事被告事件における証拠番号を記載する（損賠調書等通達記第1の2(5)ウ(ア)）。

(留意点)

①証拠等関係カードの写しは、取り調べた書証を一つも含まない頁につ

関係記録」という（法35条1項）。

*40 刑事被告事件の訴訟記録は第1回審理期日において取り調べなければならないとされているが（法30条4項）、刑事判決宣告に引き続き刑事損害賠償命令事件の第1回審理期日が行われた場合で、判決書などその時点で未完成の記録がある場合は、その記録の完成後に開かれる直近の審理期日において取り調べることも許される。

*41 刑事関係記録は、当事者にも明らかになるよう審理期日において明示しなければならず、それを記録上明らかにする必要があることから、書証目録の作成を省略することはできない。

*42 刑事関係記録の範囲を記録上明らかにする方法としては、調書への記載が相当であるため、書証目録は手続調書と一体のものとする必要がある。

*43 証拠等関係カードの写しを添付することにより、各証拠の標目及び刑事被告事件において取り調べた範囲（刑事被告事件において一部のみを取り調べた場合）が明らかになる。

*44 書証目録は、刑事損害賠償命令事件の第2分類の目録群に、職権分の目録として当事者提出分の書証目録の次に編てつし、略語表及び証拠等関係カードの写しは、第2分類の証拠説明書群に、職権分として当事者提出の証拠説明書の次に編てつする（損賠調書等通達記第2の1）。

いては添付する必要はない。

②刑事被告事件で一部しか取り調べなかった書証については、証拠等関係カードにおいて、同意部分を続カードや意見書を引用して特定することがあるが、そのような書証を刑事損害賠償命令事件において取り調べる場合は、当該続カードの写しや意見書の写しも添付する^{*45}。

③刑事被告事件において被告人が複数の場合に作成する「被告人の符号と全被告人の範囲」表は、証拠等関係カードの写しの記載だけでは必要な情報^{*46}が明らかにならない場合のみ写しを添付する。

④証拠等関係カードの写しに、証人の住所等の個人情報が記載されている場合で、当該個人情報を当事者及び利害関係人の閲覧等に供することが不相当であると認められるものについては、該当部分をマスキングした上で添付するのが相当である。

⑤添付した証拠等関係カードの写しの中に、刑事損害賠償命令事件において取り調べていないものが含まれている場合には、分かりやすさの観点から、同カードの写し中、取り調べていないものが記載されている箇所に斜線を引く運用が考えられる。

(イ) 刑事関係記録中の「書証以外のもの」の記載方法

刑事関係記録中の書証以外のもの（公判調書（手続）、供述調書等）を取り調べた場合には、具体的に標目を記載する（損賠調書等通達記第1の2(5)ウ(イ)）【目録記載例4①⑤⑥】。

(ウ) その他（書証・書証以外共通）

刑事被告事件においては1通の書証の全部を取り調べたが、刑事損害

*45 添付する趣旨は、刑事損害賠償命令事件において証拠となる部分を特定するために、刑事手続で取り調べた範囲を明確にする必要があるからである。したがって、続カードや意見書を引用している場合でも、同意部分の特定と無関係な場合は添付する必要はない。

*46 例えば、同じ書証について、被告人AとBで取り調べた範囲が異なる場合には、AとBを特定するために範囲表の添付が必要となる。

賠償命令事件においては1通の書証の一部分のみを取り調べた場合には、「番号3（3頁12行目から6頁15行目までは除く。）」等とその部分が特定できるような記載をする【目録記載例4④】。

【備考欄】

- ・当事者が文書の成立についての意見を述べた場合^{*47}の記載方法は、上記2(1)ウで述べたとおりである（損賠調書等通達記第1の2(5)エ(ア)）。
- ・刑事損害賠償命令事件が民事訴訟手続へ移行する場合、民事裁判所に送付することが相当でないとしてされた刑事関係記録^{*48}について、備考欄の「不送付（ ）」の□にレを付し、そのうちのいずれが不送付なのかを括弧内で特定する^{*49}（損賠調書等通達記第1の2(5)エ(イ)）。特定されたものが書証の一部分であるときは、（ ）に「一部」と記載する。【目録記載例4③】なお、一つの標目欄に複数の書証が記載されている場合において、複数の書証のうちの一部の書証が特定されたときは、（ ）に「甲4」等と当該特定された書証の番号を記載することとし、さらにその一部の書証の一部分が特定されたときは、「甲4（一部）」等と記載する。【目録記載例4②】

エ 刑事関係記録の写しの取扱い

刑事損害賠償命令事件の審理においては、刑事被告事件の訴訟記録を使用することができるので、原則として刑事損害賠償命令事件記録の第2分類の書証群に刑事関係記録の写しをつづる必要はない（損賠調書等通達記第2の2柱書）^{*50}。

*47 文書の成立が争われる書証は想定し難いが、刑事被告事件において取り調べた書証の実質的証拠力を事後的に争うことは禁じられているわけではない。

*48 不送付記録の範囲については、別途作成する特定書面において明らかであるが、民事裁判所への記録送付の際の確認作業の効率化及び民事裁判所の書記官から当事者に対して送付記録の範囲を通知する際の便宜を考えると、書証目録においても明らかにしておく必要がある。

*49 これはあくまでメモ的記載であるため、不送付部分の詳細まで記載して特定する必要はない。

*50 なお、刑事被告事件が確定した場合、刑事損害賠償命令事件係属中に、検察庁において、

ただし、刑事被告事件の控訴により、刑事被告事件の訴訟記録を控訴裁判所に送付した場合には、刑事損害賠償命令事件の審理において当該記録を使用することができず、また、異議の申立て等により民事訴訟手続に移行し、刑事損害賠償命令事件記録を送付する場合には、民事訴訟手続において刑事被告事件の訴訟記録を使用することができないので、これらの場合には、刑事関係記録の写しを作成して、第2分類の書証群につづる必要がある（損賠調書等通達記第2の2(1)、(2)）^{*51}。

3 参考人等目録（第5号様式）

参考人等目録作成の要領については、民事訴訟手続における証人等目録作成の要領と同様である。

4 供述調書（第6号様式・第7号様式）

供述調書作成の要領については、民事訴訟手続における供述調書作成の要領と同様である。

ただし、審尋期日においては、宣誓させることなく参考人等の陳述を聴くことができることに留意する必要がある^{*52}。

通訳人調書作成の要領については、後述（第7章第1の3(2)）する。

第5 供述調書の省略等

刑事損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人の陳述

刑事被告事件の確定判決による刑の執行のため、また、刑事訴訟記録について刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧請求がなされたときなど、刑事訴訟記録を必要とする場合には、電話や口頭により依頼がなされ、刑事訴訟記録を検察庁に貸し出すことになる。なお、記録の授受は、互いの帳簿（裁判所においては事件記録出納簿）に受領印を受ける方法により行えば足り、記録送付書などの書面を作成する必要はない（この取扱いについては、検察庁と協議済みである。）。

*51 刑事関係記録の写しをつづる場合には、当事者提出分の書証の写しの次に、書証目録に記載した順につづる。

*52 審尋調書と一体となる参考人等調書に「宣誓その他の状況」欄を設けていないのはそのためである。

又は検証の結果の記載を省略することができ（規則 25 条 1 項）^{*53}、その場合において、裁判長の命令又は当事者の申出があるときは、録音テープ等^{*54}に証人等の陳述を記録しなければならない（規則 25 条 2 項）^{*55}。

ただし、供述調書の省略を裁判所の許可事項としたのは、事案の性質や内容を総合的に判断するという趣旨からであり、民事訴訟手続への移行が見込まれる事件については、調書を省略しない運用がされるものと考えられる。

また、規則 34 条により民訴規則 68 条の調書の記載に代わる録音テープ等への記録の規定が準用されるため、この方法により証人等の陳述を録音テープ等^{*56}に記録し、これをもって調書の記載に代えることもできる^{*57}。

*53 調書省略について定めた民訴規則 67 条 2 項の特則である。

*54 この録音テープ等は、刑事損害賠償命令事件記録の一部とはならない。録音テープ等への記録の手続、録音テープ等の保管等及び録音テープ等の複製については、損賠調書等通達記第 3 参照

*55 この場合、移行後の民事訴訟においては、当事者が当該録音テープ等を反訳書面（民訴規則 149 条 1 項）付きで提出することが想定される。

*56 この録音テープ等は、刑事損害賠償命令事件記録の一部となる。

*57 ただし、この方法によった場合、当事者等の申出があったときなどには、証人等の陳述を記載した書面（陳述記載書面）を作成しなければならない（民訴規則 68 条 2 項）。

第3章 損害賠償命令

第1 決定書等の作成及び送達

1 決定書

(1) 決定書の点検

損害賠償命令の申立てについての裁判は、決定書を作成して行うこととされている（法32条1項）。決定書の主な記載事項及び決定書の点検又は起案に際して留意すべき事項は、次のとおりである。【例17-1, 17-2】

ア 冒頭部分

ア) 事件番号及び事件名

（例 平成〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令事件）

イ) 審理終結の日（法32条1項4号）

イ 当事者及び法定代理人（法32条1項5号）

住所、手続上の地位（「申立人」「相手方」等）又は資格（「法定代理人親権者父」「代表者代表取締役」等）及び氏名を確認する。法人の場合は代表者の記載も必要である。住所は、申立書だけでなく、住所変更届出書の有無も確認して、記録上最新かつ正確な住所であるか確認する。

訴訟代理人は、法律上は必要的記載事項とはされていないが、民事訴訟の判決書においても、実務上記載するのが確立した取扱いであり^{*58}、記載するのが相当である。

ウ 主文（法32条1項1号）

手続費用負担の裁判（法40条、民訴法67条）や仮執行宣言（法32条2項）について確認する^{*59}。

*58 判決書においても、訴訟代理人は必要的記載事項とはされていない（民訴法253条1項5号）が、訴訟の追行者を明らかにすることと送達の便宜のため表示している（10訂民事判決起案の手引p8）。

*59 仮執行宣言の申立てがされることが多いと思われる。付す場合は、主文に漏れがないか、付さない場合は、主文に掲げる必要はないものの、理由の要旨に記載があるか（例「仮執行宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。」「仮執行宣言の申立てについて

エ 請求の趣旨及び当事者の主張の要旨（法32条1項2号）

請求の変更の有無も確認し、正確に記載されているか確認する。なお、請求の趣旨及び当事者の主張の要旨は、申立書及び主張書面を引用することができる（規則26条）。

オ 理由の要旨（法32条1項3号）

民事訴訟の判決書と異なり、理由ではなく、理由の要旨で足りるとされている。結論に至った理由の概要を簡潔に示せばよく、定型文言によって概括的な理由を記載する運用が考えられる^{*60}。

ただし、請求を棄却する決定をする場合等事案によっては、詳しく記載する必要がある場合も考えられ、エと同様、申立書及び主張書面を引用することができる。

カ その他

裁判所の表示（法32条1項6号）があるか確認する^{*61}。

(2) 決定書の送達

点検が終わったら、裁判官の記名押印を受け（規則34条、民訴規則50条1項）、正本を作成して当事者に送達する（法32条3項前段、規則27条）^{*62*63}。正本の作成に際しては、和解調書における場合と同様、引用書面

は、その必要がないものと認めこれを却下する。」など）、確認する。

*60 刑事損害賠償命令事件の決定書のほか、理由の要旨を記載するとされているものの例としては、民事訴訟における調書判決（民訴法254条2項）、労働審判手続における審判書（労働審判法20条3項）、民事保全手続における決定書（民事保全法16条）がある。

*61 ここにいう裁判所は官署としての裁判所をさす（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の解説」の犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「法の解説」という。）26条部分参照）が、実務上は部又は係まで記載している。

*62 送達する際に、異議の申立ての手続等を説明するための注意書【例18-1、18-2】を同封する運用が考えられる。

*63 送達に当たっては、相手方（被告人）の勾留場所が変わっている可能性があるため、検察庁に確認する運用が考えられる（被告人の収容場所が変更された場合、刑事被告事件の判決確定までは移送通知書が提出されるので把握することは容易であるが、確定後はそのような書面が出されないため、刑事裁判所が直ちに把握できるわけではない。）。

(申立書, 主張書面) の添付は要しないこととする運用で差し支えない。送達に要する費用は当事者負担であるから(法42条4項, 民訴費用法11条, 12条, 13条), 郵便により送達を行う場合には, 予納郵便切手を使用する。

正本が送達されたときに, 裁判の効力が生じる(法32条3項後段)^{*64}。送達報告書は, 決定書の直後(第1分類の判決書群)につづる。

2 決定書に代わる調書

(1) 調書決定の作成

1の(1)のとおり, 損害賠償命令の申立てについての裁判は決定書を作成して行うこととなるが, 裁判所が相当と認めるときは, 当事者双方が出頭する審理期日において, 主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により行うことができる(法32条4項前段)。

この場合は, 告知がされた時に, 裁判の効力が生じる(法32条4項後段)。

書記官は, 審尋調書の「審尋の要領」又は口頭弁論調書の「弁論の要領等」に決定書に記載すべき事項(法32条1項参照)を記載しなければならない(同条5項)。調書の標題部分は「第○回審尋調書(決定)」等と記載する^{*65}。【調書記載例7】

(2) 調書決定の送達

調書決定の送達については, 決定書の場合と異なり, 職権で送達する旨の規定はなく, 当事者の申請を待って行うこととなる。

調書決定は, 債務名義となりうるため, 告知の際に, 当事者から正本の送達申請がされることが多いと思われる。送達申請は, 必ずしも書面による必

*64 裁判の効力が生じる日(決定正本の送達日)は, 当事者により異なり, 異議申立期間も各当事者ごとに進行する。

*65 記録の保存事務の便宜のためである(刑事損害賠償命令事件の記録の保存期間は5年, 決定書(調書決定を含む。)は30年である(刑事送付保存通達記第2の1(2)別表第2))。

要はなく、口頭でもできるが、その場合は、口頭申請調書を作成する^{*66}（記録表紙の裏面に口頭申請調書欄を設けておき、そこに記載する取扱いも考えられる。）。【例2-2】送達費用がない場合には、合わせて郵便切手を予納させる。

交付手数料については、和解調書正本を送達する場合と同様、1回目の送達申請の場合で、各当事者ごとに1通に限り、不要である。ただし、1回目であっても、当事者双方にではなく、申請者のみに送達を求める場合（いわゆる自己あて送達申請）は、実質的には正本交付申請であると解されるので、交付手数料を要する。

その他送達に関する事務については、1の(2)のとおりである。

第2 異議の申立て

1 異議申立書の受付

損害賠償命令の申立てについての裁判に対しては、裁判の効力が生じた日から2週間以内に異議の申立てをすることができる（法33条1項）。異議の申立ては、書面でしなければならない（規則28条1項）。

異議申立書が提出された場合、記載事項、相手方送付用の異議申立書（副本又は写し）があるかどうか^{*67}、申立書に収入印紙（500円）がはり付けられているか（法42条2項、民訴費用法3条1項、別表第1の17）、郵便切手が添付されているか^{*68}等を確認して、受付日付印の押印、ちょう用印紙及び添

*66 申請書又は口頭申請調書は、記録の第3分類に綴る。

*67 なければ提出を促すことになるが、申立人が任意に提出しない場合は、書記官が写しを作成する。

*68 民事訴訟手続の審理を行う裁判所において必要となる補正命令謄（正）本送達用の郵便切手については、督促異議の場合、本来は債権者（原告）に予納義務があるものを、事務の便宜上、異議の申立ての際に異議申立人（督促異議の場合には、必ず債務者（被告））に予納させる運用を行っている庁が多い。刑事損害賠償命令事件の場合には、当事者双方から異議の申立てが可能であるところ、補正命令謄（正）本送達用の郵便切手の予納義務は申立人（原告）にあるため、申立人（原告）から異議の申立てがあったときは、申立人に異議申立書副本送付用の郵便切手とともに、補正命令謄（正）本送達用の郵便切手を納付させるべきであると考えられるが、相手方（被告）から異議の申立てがあったときは、相手方に異議申立書副本送付用

付郵便切手の額の付記及び認印、収入印紙の消印などの受付処理を行う^{*69}。

担当部の書記官は、異議の申立ての要件を確認の上^{*70}、裁判官に提出して、異議申立書（原本）に認印を受けるなどの措置をとった上、異議申立書（副本又は写し）を相手方に送付する（規則28条2項）。

2 送付しない刑事関係記録の特定

適法な異議の申立てがあったときは、申立人が指定した地（指定がないときは、相手方である被告人の普通裁判籍の所在地^{*71}）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所（以下「民事裁判所」という。）に訴えの提起があったものとみなされる（法34条1項）。

民事裁判所に刑事損害賠償命令事件の記録を送付するに当たっては、刑事関係記録のうち、送付することが相当でないものを特定する必要があり、刑事被告事件の確定前は検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件の終結後（確定後）は、記録を保管する検察官の意見）を聴いた上で行うことになる（法35条1項）。具体的な求意見の方法としては、求意見書【例20-1～20-3】に書証目録（刑事関係記録分）^{*72}を添付して、上記の訴訟関係人に送

の郵便切手のみを納付させるのが原則である。なお、相手方（被告）から異議の申立てがあったときにも、督促異議における上記の取扱いと同様、事務の便宜上、異議の申立ての際に、相手方に補正命令謄（正）本送達用の郵便切手を納付させる運用も考えられる。

*69 異議申立書は、事件簿に登載しないため、ちょう用印紙額集計のため、印紙集計シートに印紙額を記載するなどの措置をとる必要がある。

*70 異議の申立てが不適法であると認める場合（異議申立期間経過後の異議の申立てや手数料の納付がないとき等）は、当該申立ては却下されることとなる（法33条2項）【例19】。手数料の不納付など、補正の余地がある場合には、補正を求め、補正に応じない場合に却下するのが相当であろう。なお、却下決定に対しては、即時抗告をすることができる（法33条3項）。

*71 普通裁判籍の所在地を判断する基準時は、適法な異議の申立てがあった時点と解され（法の解説28条部分参照）、相手方である被告人が収容されている場合の普通裁判籍所在地は、一般にその時点における刑事施設の所在地であると解されている（コンメンタール民事訴訟法I（第2版）p100）。

*72 なお、検察官及び弁護人は刑事被告事件における証拠関係については把握していることから、書証目録（刑事関係記録分）で引用している証拠等関係カードの写し（略語表を含む。）は必ずしも送付する必要はない。

付することが考えられる^{*73}。

意見書が提出されたら、受付日付印を押印し、裁判官に意見書とともに記録を提出して、判断を仰ぐ。

裁判所は、①関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、②捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるもの、③その他民事裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定する。特定に当たっては、特定書面【例21】を作成する^{*74*75}。特定書面は第3分類につづる。

なお、不送付部分については、書証目録（刑事関係記録分）の備考欄にメモ的に記載する（第2章第4の2(2)ウ【備考欄】参照）。【目録記載例4②③】

3 記録の送付

送付することが相当でないと認める部分が特定されたら、記録を整理する。

(1) 刑事関係記録の写しの作成

刑事損害賠償命令事件の審理において、刑事関係記録の写しを作成していない場合^{*76}は、この段階で写しを作成し、第2分類の書証群中、当事者提出分の書証の写しの次に、書証目録（刑事関係記録分）に記載した順につづる。

この際、刑事関係記録の証拠書類の一部について取り調べなかった部分がある場合、不送付記録の特定の求意見の際に、書証の一部が送付不相当との意見が付され、送付しないこととされた場合等は、当該部分をマスキングした上で写しを作成するよう留意する。

*73 弁護人不在の場合（例えば、①刑事被告事件の判決宣告後に弁護人が辞任して、判決が確定するまでの間、②刑事被告事件の判決に対して控訴が申し立てられ、控訴審で弁護人が選任されるまでの間）には、被告人に意見を求める。

なお、控訴申立てがあった場合、控訴裁判所に弁護人選任の有無について確認を要する場合があると思われる。

*74 不送付部分の特定の判断は決定ではなく、告知を要しない。また、当事者が不服申立てをすることはできない（法の解説29条部分参照）。

*75 送付することが相当でないと認めるものがない場合には、特定書面を作成する必要はない。

*76 この段階で刑事関係記録の写しを作成している場合とは、刑事損害賠償命令事件の審理中に刑事被告事件の控訴申立てがなされ、控訴審に記録を送付しなければならない場合などが挙げられる。

刑事被告事件が控訴された場合等、すでに刑事関係記録の写しを作成して取り調べている場合には、送付しない部分を記録から分離して、分離した記録の写しは、記録につづり込むことを要しないものとして、雑書つづりにつづる*77。

(2) 書証目録（当事者提出分）の作成

刑事損害賠償命令事件の審理において、書証目録（当事者提出分）を作成していない場合は、この段階で同目録を作成する。

(3) 記録の分冊

当事者複数事件の場合で、例えば①一部の当事者の関係で異議の申立てがあり、その余の当事者の関係で確定した場合、②全員の関係で異議の申立てがあったが、記録を送付すべき民事裁判所が異なる場合は、次のとおり記録を分冊しなければならない。

〈パターン①〉

申立人Aについては確定し、申立人Bについてのみ異議の申立てがあった場合

	刑事裁判所で保存する記録（申立人A関係）	民事裁判所に送付する記録（申立人B関係）
損害賠償命令事件記録 （刑事関係記録を除く）	謄本*78 ※Aのみに関する部分は原本	原本
刑事関係記録	不要	写し
債務名義	原本	謄本

〈パターン②〉

申立人A B両名について異議の申立てがあり、送付すべき民事裁判所が

*77 刑事送付保存通達別表第2の33項

*78 謄本認証については、独立する書類ごとにするのが相当である。

異なる場合

	α裁判所に送付する 記録（申立人A関係）	β裁判所に送付する 記録（申立人B関係）
損害賠償命令事件記録 （刑事関係記録を除く）	原本	謄本*77 ※Bのみに関する部分は原本
刑事関係記録	写し	写し
債務名義	原本	謄本

(4) 記録送付書の作成等

記録の整理に際し、丁数を付すこと及び記録目録の作成は要しない*79。記録送付書【例22】を作成し*80、主任書記官、担当裁判官の供閲を経て、事件係に記録を引き継ぐ*81。

事件係は、事件簿の「終局」「結果」「異議申立て等」「記録送付」*82の各欄に所要事項を記載し、訟廷管理官において予納郵便切手の引継ぎをする*83とともに、民事裁判所に記録を送付する。

なお、当事者が保管金（刑事予納金）*84を予納している場合には、払出し又

*79 平成17年10月14日付け総務局長書簡及び同日付け総務局第三課長事務連絡参照

*80 被害者特定事項の秘匿決定がされている事件や刑事損害賠償命令手続において、記録の閲覧等の制限をする申立てがされている場合などには、民事訴訟手続においても特定事項の取扱いについて閲覧等制限の申立てを希望することが想定されるため、記録送付書にその旨を記載するなどの配慮が必要である（平成22年6月7日付け民事局第二課長、刑事局第二課長、総務局第三課長事務連絡「刑事損害賠償手続から民事訴訟手続に移行した場合の犯罪被害者等の特定事項への配慮について」）。

*81 規則25条2項の規定により証人等の陳述を録音テープ等に記録した場合、この録音テープ等は、事件記録の一部となるものではないので（第2章の第5参照）、民事裁判所に送付することを要しない。一方、規則34条において準用される民訴規則68条1項の規定により録音テープ等への記録をもって調書の記載に代えた場合は、その録音テープ等が刑事損害賠償命令事件の記録となるものであるから、刑事損害賠償命令事件記録の第3分類につづいて、民事裁判所に送付することとなる。

*82 他の裁判所に記録を送付する場合には、事件簿の「備考」欄に庁名を記載する。

*83 部から引き継がれた郵便切手が、予納郵便切手管理袋に記載されている引継額と一致するか確認し、記録送付書に引き継ぐべき郵便切手がある旨の表示をして、訟廷管理官が押印する。

*84 例えば、通訳料や証人の旅費・日当などが考えられる。

は還付の手続が終了していることを確認する必要がある。

4 異議申立権の放棄，異議の取下げ

(1) 異議の申立てをする権利の放棄

異議の申立てをする権利は，異議の申立て前に限り，放棄することができる（法 33 条 6 項，民訴法 358 条）。放棄は，裁判所に対する申述によつてしなければならない^{*85}（規則 29 条 1 項），申述があったときは，裁判所書記官が，その旨を相手方に通知する（規則 29 条 2 項）^{*86}。

(2) 異議の取下げ

異議の取下げは，通常手続による第一審の終局判決の言渡しまですることができ（法 33 条 6 項，民訴法 360 条 1 項），その効力が生じるためには，相手方の同意を要する（法 33 条 6 項，民訴法 360 条 2 項）。

異議の取下げは，原則として，書面でしなければならない（法 33 条 6 項，民訴法 360 条 3 項，261 条 3 項）。取下書を受理した場合，裁判官に提出し，取下書に認印を受けるなどの措置をとった上，相手方に副本を送達する（法 33 条 6 項，民訴法 360 条 3 項，規則 29 条 3 項）。

相手方が副本の送達を受けてから，2 週間以内に異議を述べないときは，異議の取下げに同意したものとみなされる（法 33 条 6 項，民訴法 360 条 3 項，261 条 5 項）。

異議の取下げがあった場合，異議の申立てが最初からなかったことになる（法 33 条 6 項，民訴法 360 条 3 項，262 条 1 項）^{*87}。

*85 申述は，書面又は口頭であることができる。口頭による申述は，書記官の面前でしなければならないが，この場合，書記官は調書を作成しなければならない（規則 34 条，民訴規則 1 条）。

*86 放棄書又は調書写しを送付すれば足りる。

*87 異議の取下げ及び相手方の同意が異議申立期間内になされた場合は，異議の申立ては最初からなかったことになり，再度申立てを行うことが可能と考えられるため，異議申立期間満了まで損害賠償命令は確定しないこととなる。もちろん，事件の確定日は，異議申立権を有している者を基準として算定されるため，確定には他方当事者の異議申立期間も満了する必要があることは言うまでもない。

なお、民事裁判所に記録を送付した後に異議の取下げがあった場合には、刑事損害賠償命令事件記録は民事訴訟事件記録とともに、刑事裁判所に返還され、刑事裁判所において記録を保存することになる。

第4章 刑事損害賠償命令事件の終了に関する事務（損害賠償命令を除く）

第1 民事訴訟手続への移行

1 民事訴訟手続に移行する場合

刑事損害賠償命令事件を終了させる決定（法38条1項又は2項による決定。以下「終了決定」という。）を行い、当該事件が民事訴訟手続に移行するのは、次の場合である。

(1) 審理に日時を要するため4回以内の審理期日で審理を終結することが困難と認められる場合（法38条1項）

①最初の審理期日を開いた後、②申立てにより又は職権により、終了決定をすることができる。

最初の審理期日において、請求についての当事者双方の主張を聴き、刑事訴訟記録の取調べをした上で（規則23条1項）^{*88}、終了決定（又は却下決定）をする^{*89}。【調書記載例8】【例23, 24】

(2) 申立人の申述による場合（法38条2項1号）

①刑事被告事件の終局（判決宣告）までに、②申立人から損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があった場合、裁判所は終了決定をしなければならない。【例23】

(3) 当事者の申述及び相手方の同意による場合（法38条2項2号）

①刑事損害賠償命令事件の終局（裁判の告知）までに、②当事者^{*90}が損害

*88 刑事訴訟記録の取調べ前に、4回以内の審理期日で審理を終結することが困難であると判断できる場合であっても、この記録の取調べが刑事手続の成果を利用する観点から行われること、移行後の民事裁判所で刑事損害賠償命令事件の記録として利用されることが予定されていることから、刑事訴訟記録の取調べを行った上で終了決定をすべきとされている（法の解説32条部分参照）。

*89 (2)及び(3)の場合と異なり、申立てに対する判断として、却下決定をする場合もある（法38条3項）。

*90 (2)の場合と異なり、刑事損害賠償命令事件の申立人だけでなく、相手方（被告人）も申述をすることができる。

賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述をし、③これに対する相手方の同意があった場合、裁判所は終了決定をしなければならない^{*91}。【調書記載例9】【例23】

2 手続の流れ

移行の申立書等が提出されたら、受付日付印を押印する。申立て及び申述は、口頭でもできるが、口頭による申述があったときは、書記官が調書を作成する（規則34条，民訴規則1条）。

1の(3)の場合においては、申述がなされたら、相手方の同意の有無を確認する^{*92}。

1の(1)から(3)のいずれの場合も、審理期日において決定をする場合は、調書に記載すれば足り、期日外で行う場合は、決定書を起案して、裁判官の押印を受ける。決定内容を当事者に相当な方法で告知し^{*93}（法40条，民訴法119条），その旨及び告知方法を記録上明らかにしておく（規則34条，民訴規則50条2項）。

3 送付しない刑事関係記録の特定

刑事損害賠償命令事件の終了決定があった場合に、訴えの提起があったものとみなされること（法38条4項，34条），送付しない刑事関係記録を特定しなければならないこと（法38条4項，35条1項）については、異議の申立てがあった場合と同様である（第3章第2の2参照）。

ただし、異議の申立てと異なり、刑事被告事件の終局前に終了決定をした場合など、刑事関係記録がないこともあり、その場合に不送付記録に関する求意

*91 相手方の同意がない場合は、終了決定ができず、手続をそのまま続行させることになる（法は同意がないときに却下決定をすることまでは想定していないと考えられる（法38条3項参照）。）。

*92 同意の有無の確認方法としては、事務連絡【例25】とともに同意書の書式【例26】を同封して、回答を促す運用が考えられる。

*93 終了決定及び却下決定に対する不服申立ては認められていない（法38条3項）ので、必ずしも送達の方法による必要はない。

見及びその特定が不要であることは言うまでもない。

4 記録の送付

刑事関係記録のうち、特定された不送付部分を除いて、民事裁判所に送付する点も、異議の申立てがあった場合と同様である（第3章第2の3参照）。

第2 申立ての却下

1 損害賠償命令の申立てを却下する場合

損害賠償命令の申立てを却下するのは、次の場合である。

(1) 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき^{*94}（法27条1項1号）

例えば、損害賠償命令の申立書の記載に不備があり、又は申立手数料の納付がなく、補正もされない場合等に申立却下決定【例6】をする（第1章第2の1(3)参照）。

(2) 刑事被告事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなったとき（法27条1項2号）

刑事損害賠償命令事件の審理を行うのは地方裁判所に限られる（法23条1項）から、その前提となる刑事被告事件が、審判の分離による移送決定（刑訴法4条）、審判併合決定（同法5条）等により^{*95}、地方裁判所の係属を離れることになった場合は、申立却下決定をする。

(3) 刑事被告事件について、無罪の判決等があったとき（法27条1項3号）

刑事被告事件において、管轄違いの判決（刑訴法329条）、無罪判決（同法336条）、免訴判決（同法337条）、公訴棄却の判決（同法338条）若しくは決定（同法339条）又は家庭裁判所への移送決定（少年法5

*94 訴因変更等により、刑事損害賠償命令事件の対象事件でなくなった場合であっても、その後再度の変更により対象事件となることもあるので、このような場合は、刑事被告事件が終局した段階で対象事件の該当性を判断するものとして、ここからは除かれている（法の解説21条部分参照）。

*95 刑訴法4条により簡易裁判所に、同法5条により高等裁判所に係属することになった場合のほか、同法10条2項（同一事件が事物管轄を異にする裁判所に係属するときに、上級裁判所が、下級裁判所で審判させる旨の決定をした場合）により簡易裁判所に係属することになった場合である。

5条)があったときは、「訴因として特定された事実」が認められなかったことになるため、申立却下決定【例27】をする。

(4) 有罪の言渡しに係る罪が刑事損害賠償命令事件の対象となる罪に該当しないとき(法27条1項4号)

有罪判決の宣告があった場合でも、訴因変更等(前ページの*92参照)や縮小認定により、対象事件でなくなったとき*96は、申立却下決定【例28】をする。

2 手続の流れ

1の(1)から(4)のいずれの場合も、裁判官が作成した決定書を点検して(又は決定書を起案して)、裁判官の押印を受ける。決定内容を当事者に相当な方法で告知し*97(法40条,民訴法119条),その旨及び告知方法を記録上明らかにしておく(規則34条,民訴規則50条2項)。

なお,1の(3)及び(4)の決定については,刑事被告事件の判決宣告後に行うこととなるが,裁判所に来ている当事者にすぐに告知できるよう準備しておく*98。

3 不服申立て

1の(1)の却下決定に対しては,即時抗告ができる(法27条2項)が,同(2)から(4)までの却下決定に対して,不服申立てをすることはできない(同条3項)。

*96 例えば,起訴罪名及び損害賠償命令の申立てに係る罪名が傷害で,訴因変更等により認定罪名が暴行になったような場合である。これに対し,前者が殺人で,後者が傷害というような場合は,刑事損害賠償命令事件の対象事件であることは変わらないので,請求の当否は別として,審理を開始することになる。

*97 申立てが不適法であると認めるときの却下決定(1の(1))に対しては,3のとおり即時抗告が認められていることから,決定書正本の送達により告知する。その余の却下決定(1の(2)から(4))については,不服申立てをすることができないので,必ずしも送達の方法による必要はないものと思われる。

*98 通常,申立人(代理人を含む。)は,公判期日の通知を受けて,判決宣告後の刑事損害賠償命令事件の審理のため,裁判所に来ているものと思われる。また,相手方(被告人)は,判決宣告を受けるために出廷している。

第3 法25条の規定による場合^{*99}

刑事被告事件が、移送の決定（刑訴法7条，19条1項），審判併合決定（同法8条），同法11条2項による決定又は管轄移転の請求に対する決定（同法17条，18条）により，他の地方裁判所に係属することになった場合は，その地方裁判所で刑事損害賠償命令事件の手続を進めることになる（法25条）

^{*100*101}。

刑事被告事件において，上記の決定がされたときは，申立人に対して，刑事損害賠償命令事件の手続が，他の地方裁判所で行われる旨を通知する^{*102}【例29】。

記録の整理をする際，丁数を付すこと及び記録目録の作成は要しない。記録送付書【例22】を作成し，主任書記官，担当裁判官の供閲を経て，刑事訴訟記録とともに，刑事訟廷に引き継ぐ。

事件係は，事件簿の「終局」「結果」「記録送付」の各欄に所要事項を記載し，訟廷管理官において予納郵便切手の引継ぎ^{*103}をした上で，決裁を経て，刑事訴訟記録とともに，記録を送付する。

第4 その他

^{*99} 法25条の規定による場合，刑事損害賠償命令事件そのものが終結するわけではないが，当該地方裁判所における手続は終了することとなるので，便宜上ここで述べる。

^{*100} 損害賠償命令の申立てについての審理及び裁判は，その前提となっている刑事被告事件の審理及び裁判を行った裁判所が行うことが必要である（法の解説19条部分参照）。

^{*101} 例えば，複数の被告人が併合審理されており，損害賠償命令の申立ても複数の被告人に対して併せてなされていたときに，ある被告人の刑事被告事件のみが他の地方裁判所に係属することになった場合，当該被告人を相手方とする刑事損害賠償命令事件は，法25条により他の地方裁判所に係属することとなるから，刑事損害賠償命令事件について，移送決定はもちろん，審理を分離する旨の裁判所の決定も不要である。

^{*102} 相手方（被告人）に対しては，刑事被告事件の移送決定書等の謄本の送達により，決定についての告知がされるから，相手方が，刑事損害賠償命令事件の手続が移送先の裁判所で行われることを了知することはできるが，申立人は，決定があったことを当然に知る立場にはないから，法26条2項（申立人に対する公判期日の通知）の趣旨も踏まえ，知らせる必要があるものと思われる。

^{*103} 部から引き継がれた郵便切手が，予納郵便切手管理袋に記載されている引継額と一致するか確認し，記録送付書に引き継ぐべき郵便切手がある旨の表示をして，訟廷管理官が押印する。

第3章及びこの章の第1から第3までに述べたほか、刑事損害賠償命令事件が終了する場合としては、請求の放棄又は認諾、申立ての取下げ、和解が想定される^{*104*105}。

1 請求の放棄又は認諾

審理期日において行う点（法40条，民訴法266条1項），調書に記載し、当該調書を刑事損害賠償命令事件記録の第1分類の判決書群につづる点，調書正本の送達を，当事者の送達申請を待って行う点は，調書決定における場合と同様である。

ただし，民訴法266条2項が準用されていないため，書面による請求の放棄又は認諾（放棄又は認諾の書面を提出した当事者が期日に出頭しない場合に，当該書面を陳述したものとみなすこと）はできない。

2 申立ての取下げ

書面による場合が原則であるが，審理期日においては口頭であることができる点，相手方が本案について主張書面を提出し，又は審理期日において申述をした場合には，相手方の同意が必要であり，取下書副本の送達を要する点は，民事事件における場合と同様である^{*106}。

ただし，民訴法263条が準用されていないため，当事者双方が出頭しなかった場合等に訴えの取下げがあったものとみなすことはできない。

3 和解

和解が成立した場合に調書に記載すべき事項，当該調書を刑事損害賠償命令事件記録の第1分類の判決書群につづる点，調書正本の送達を，当事者の申請

*104 基本的に民事訴訟手続に準じて考えればよく，詳しくは「民事実務講義案Ⅰ（五訂版）」，「新民事訴訟法における書記官事務の研究Ⅰ」等を参照されたい。

*105 これらの手続は受命裁判官による審尋期日においても行うことができる。

*106 民訴法262条2項が準用されていないため，損害賠償命令の申立てについての裁判があった後に申立て（民事訴訟移行後は訴え）を取り下げた場合でも，改めて民事訴訟を提起することができる点は，民事事件における場合と異なる。

を待つて行う点等は，民事事件における場合と同様である*107。

*107 民訴法264条，265条が準用されており，受諾和解，裁定和解を行うこともできる。

第5章 刑事損害賠償命令事件の記録の閲覧及び謄写等

第1 記録の閲覧及び謄写

1 原則

当事者又は利害関係を疎明した第三者は、刑事損害賠償命令事件の記録の閲覧・謄写（以下「閲覧等」という。）の請求をすることができる（法39条1項）^{*108}。事務の流れについては、基本的に刑事事件における場合と同様であり、具体的には閲覧等通達の定めるところによるが、次のとおり、刑事事件との違いについて留意すべき点がある。

刑事事件においては、弁護人が自己の使用人等に記録の閲覧等をさせる場合には、裁判長の許可が必要であるが（刑訴規則31条）、刑事損害賠償命令事件においては、このような場合も含めて、刑事関係記録部分を除き、閲覧等に関する処分は書記官が行う^{*109}。

また、刑事損害賠償命令事件において、当事者が事件係属中に請求する場合は、手数料は不要であるが、利害関係を疎明した第三者が請求する場合及び事件確定後に当事者が請求する場合は、150円の手数料を要する（法42条4項、民訴費用法7条、別表第2の1の項）。

なお、閲覧・謄写票については、民事事件用の様式を使用する^{*110}。

2 刑事関係記録の場合

刑事損害賠償命令事件の記録の閲覧等に関する取扱いについては、原則として1のとおりであるが、刑事関係記録の閲覧等の場合は、検察官及び被告人又は弁護人（刑事被告事件の終結後は、記録を保管する検察官）の意見聴取^{*111}

*108 訴訟記録の一部となる録音テープ等（規則34条、民訴規則68条1項参照）については、複製の請求ができる（法39条2項）。これに対し、規則25条2項の録音テープ等については、訴訟記録の一部となるものではなく、その複製については、損賠調書等通達記第3による。

*109 書記官の処分に対しては、当該書記官が所属する裁判所に異議の申立てをすることができる（法40条、民訴法121条）。

*110 閲覧等通達別紙様式第1

*111 被告人に意見を求める場合については、第3章第2の2注72参照

及び裁判所の許可が必要である（法39条3項、4項）。

具体的な求意見の方法としては、求意見書【例30-1～30-3】に請求書を添付して、上記の訴訟関係人に送付することが考えられる^{*112}。

意見書が提出されたら、受付日付印を押印する。意見がすべて出されたら、許否の判断をすることになるので、裁判官に意見書とともに記録を提出して、判断を仰ぐ。

なお、当事者からの閲覧等の請求の場合は、①不当な目的によると認める場合、②関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認める場合、③捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認める場合、④その他相当でないと認める場合を除き、原則として閲覧等を許可しなければならない（法39条4項）。一方、利害関係を疎明した第三者からの閲覧等の請求の場合は、正当な理由がある場合で、①関係者の名誉又は生活の平穩を害するおそれの有無、②捜査又は公判に支障を及ぼすおそれの有無、③その他の事情を考慮して相当と認めるときに、閲覧等を許可することができる（同条5項）。

許否の判断は、閲覧・謄写票の「許否及び特別指定条件」に結果を記入して行い、請求者に結果を通知する^{*113}。

3 その他

刑事損害賠償命令事件が確定した後に閲覧等の請求があった場合、基本的な事務の流れは1及び2のとおりであるが、①150円の手数料を要すること、②閲覧等を求める部分の中に刑事関係記録が含まれている場合において、当該部分が刑事損害賠償命令事件記録につづられておらず、刑事被告事件の訴訟記

*112 求意見の方法について特に定めはないから、事案によっては、請求書の添付を要しない場合や書面によらず口頭（電話）で足りる場合も考えられる。

*113 当事者の閲覧等を許可しなかった場合（法律上は、閲覧等の許可の申立てを却下する決定）には、即時抗告ができる（法39条7項）。即時抗告は、裁判の告知を受けてから1週間以内にしなければならない（法40条、民訴法332条）から、請求者に結果を通知するにあたっては、抗告期間の起算日を明確にするような取扱いを要する。一方、利害関係を疎明した第三者の閲覧等を許可しなかった場合、不服申立てはできない（法39条8項）。

録が確定により検察庁に引き継がれているときは、検察庁から刑事被告事件の訴訟記録を借り受ける必要があることに注意を要する^{*114}。

なお、検察庁から確定記録を借り受ける際には、従前の刑事確定記録の借用と同様に、借用依頼書等を作成の上、借用依頼を行う^{*115}。

また、刑事損害賠償命令事件が、異議の申立て等により民事訴訟手続に移行した場合の記録の閲覧等については、法39条は適用されず、民事訴訟の一般的規律によることとされており^{*116}、異議の取下げ等により、民事裁判所から刑事損害賠償命令事件記録がつつられた民事訴訟事件記録が返還された場合も同様である。この場合の留意事項については、第2編第3章を参照されたい。

第2 記録正本等の交付

基本的な事務の流れは、刑事事件における判決謄本の交付の場合と同様であるが、刑事事件の判決謄本の場合、用紙1枚につき要する費用は60円である（刑訴法施行法10条1項）のに対し、刑事損害賠償命令事件の記録の正本等の場合、用紙1枚につき要する手数料は150円である（法42条4項、民訴費用法7条、別表第2の2の項）ので、注意を要する。

第3 証明書の交付

1 一般証明

証明申請書が提出された場合、証明を求める事項、収入印紙（一証明事項につき150円）が貼付又は添付されているか（法42条4項、民訴費用法7条、別表第2の3の項）^{*117}等を確認して、受付日付印を押印した上、収入印紙を

*114 刑事関係記録部分を除く刑事損害賠償命令事件記録の保存期間が5年であるのに対し、刑事公判記録については保存期間が3年の事件（罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの）が存するため、ごく稀とは思われるが、刑事損害賠償命令事件の保存期間満了前に、刑事公判記録の保存期間が満了し、検察庁において廃棄している場合がある。その場合は刑事関係記録については閲覧等ができないことになるので留意する必要がある。

*115 この取扱いについては、検察庁と協議済みである。

*116 法の解説33条部分参照

*117 刑事事件においては、実務上、必要に応じて、書記官により事件に関する証明書の交付を行っているが、手数料については法律上規定がなく、徴収することはできない。

消印して、印紙集計シートに記載する。

記録に当たり、証明を求める事項を確認した上、証明書を作成して、申請者に交付する。実務上、多くの場合は、申請者が提出した申請書副本に証明文言、年月日、裁判所を記載し、書記官が記名押印（職印）する方法により証明書を作成し^{*118}、申請者に交付して受領書の提出を受けている^{*119}。

2 確定証明

基本的な事務の流れは、1のとおりであるが、確定証明の場合、異議申立期間の経過直後に申請があったときは、異議申立書が提出されていないかどうか確認する必要があること、確定時期については、事案により異なる（例えば、全部認容又は全部棄却の場合は、敗訴当事者に対する告知日を、一部認容の場合は、後に告知を受けた当事者に対する告知日を基準として、異議申立期間を計算する。）ことに注意を要する。

*118 実務では、定型のゴム印を使用して行う方法による場合が多い。なお、申請者が副本を提出しない場合でも、事件の特定事項（事件番号、当事者名、事件名）と証明事項を記載した上で、証明文言を記載して証明する。

*119 申請書原本の下部に、請書の記載がある場合が多い。証明書を郵送する場合、予納郵便切手管理袋等の記載を省略しているときは、申請書の余白に「平成〇〇年〇〇月〇〇日発送」と付記する（平成18年2月24日付け総務局第三課長、家庭局第一課長事務連絡「郵券通達等の改正の概要について」第3の1(3)ア）。

第6章 事件終局後の事務

第1 記録の引継ぎ・保存等

1 部における事務

損害賠償命令の申立てについての裁判等により事件が終局した段階で、①担当簿への終局結果の記載、②事件票の作成、③予納郵便切手の返還等を行う*

¹²⁰。事件の確定等により記録を引き継ぐ段階で、決定書等原本への付記^{*121}等を行い、記録を整理した上^{*122}、主任書記官の供閲を経て、担当簿又は事件関係送付簿により、記録を訟廷に引き継ぐ。引き継ぐ際に、刑事被告事件の訴訟記録から、刑事関係記録の写しを作成して、刑事損害賠償命令事件の記録（第2分類）につづり込むことは要しない^{*123}。

なお、刑事被告事件の訴訟記録の整理及び引継ぎについては、これまでの取扱いと同様である。

2 訟廷における事務

部から記録が引き継がれたら、事件終了に伴う処理がされているかどうか確認し、事件簿の「終局」及び「結果」の各欄に所要事項を記載する。

事件の記録中、決定書等の原本に送達日及び確定日（和解等の調書については送達日）を付記^{*124}して、原本及び附属書類を分離する^{*125}。

*120 刑事損害賠償命令事件の事件票は、KEITASにより作成する。また予納郵便切手の返還については、民事事件における取扱いと同様である（郵券通達参照）。このほか、事件終局後の事務としては、保管金が納付されている場合の返還手続等がある。

*121 付記は、確定後に引継ぎを受けた訟廷（記録係）の書記官が行う（刑事送付保存通達記第2の3(3)）こととされているが、民事事件では、庁の実情により、部の書記官が行っている場合も多い。

*122 附属書類（決定書に引用した申立書等）がある場合、決定書等原本とともに保存することになるので、それが分かるような措置をとることを要する（刑事送付保存通達記第2の2(3)）。これに関連して、民事事件では、訟廷における原本等分離の準備として、部において原本及び附属書類を記録の末尾につづる取扱いをしている例もある。

*123 損賠調書等通達記第2の2参照。以後の手続で、刑事関係記録を使用することは基本的に予定されていない。なお、刑事損害賠償命令事件記録の閲覧等の請求があった場合、閲覧等を求める部分の中に、刑事関係記録が含まれているときは、保管検察官に求意見をするとともに（法39条4項、5項）、確定記録を借り受ける必要がある（第5章第1の3参照）。

*124 異議の却下又は取下げがあった場合には、却下決定の確定又は取下げの日が、異議申立

記録の表紙及び事件簿の所定欄に保存の始期及び終期を記載し、記録及び分離した決定書等の原本を保存に付する。記録については、事件終結の日から5年間、決定書等の原本は、年度ごとに編冊し、30年間保存する^{*126}。

第2 執行文の付与

損害賠償命令を債務名義とする強制執行手続は、民執法等の規定によることになる。強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて行われる（民執法25条）から、執行手続のため、執行文付与の申立てがされることがある。

執行文の付与に関する事務は、民事事件における場合と同様である^{*127}。

執行文付与の申立てがされた場合、記載事項、債務名義正本等の添付書面^{*128}、収入印紙（300円）が貼付又は添付されているか（法42条4項、民訴費用法7条、別表第2の4の項）等を確認して、受付日付印を押印した上、収入印紙の額等を付記して、収入印紙を消印し、印紙集計シートの執行文付与の欄に記載する。

書記官^{*129}は、事件記録を確認し、決定主文に仮執行宣言が付されているかどうか、付されていない場合は、確定日を経過しているかどうか、給付義務の権利者・義務者が特定されているかどうか、給付内容が特定して表示されている

期間の経過後であった場合は、異議の対象となった裁判は、異議申立期間経過の日にさかのぼって確定すると考えられるが、保存事務上は却下決定の確定又は取下げの日を事件確定の日として取り扱うことが相当であると考え（この日が保存の始期となる。）。

なお、原本付記の際の「事件確定の年月日」については、異議申立期間の経過の日を記載した上で、「○年○月○日異議取下げ」等と併記しておくことが相当である。

*125 刑事送付保存通達記第2の3(3)参照

*126 刑事送付保存通達記第2の1(2)別表第2参照

*127 ここでは、単純執行文の場合にのみ触れることとし、条件成就執行文、承継執行文、数通付与・再度付与の場合等については、「執行文講義案」等を参照されたい。

*128 確定証明書については、事件が確定したことが記録上明らかな場合、仮執行宣言付損害賠償命令の場合は不要である。

*129 債務名義についての執行文付与は、事件記録の存する裁判所の書記官が行うこととされている（民執法26条1項）。

かどうか等を確認した上で、執行文を付与し^{*130}、申立人に交付して受領書の提出を受ける。

執行文を付与したときは、債務名義原本に、執行文を付与した旨、付与の年月日、執行文の通数等を付記して押印する（民執規則18条1項）^{*131}。

第3 強制執行停止の申立て

1 概要

仮執行宣言付損害賠償命令に対して、適法な異議の申立てがされても、その効力は失われない（法33条4項）から、強制執行を行うことは可能である。そこで、相手方が執行を避けるために、執行停止の申立てをすることが考えられる^{*132}（法40条、民訴法403条1項3号）。執行停止の申立てに関する事務については、民事事件における場合と同様である^{*133}。

2 申立て

(1) 管轄

刑事損害賠償命令事件記録の存する裁判所^{*134}が管轄する（法40条、民訴法404条）。

(2) 手数料等

執行停止の申立ては書面でしなければならない（規則34条、民訴規則238条）。また、収入印紙（500円）が必要である（法42条4項、民訴費用法3条1項、別表第1の17の項イ）。さらに各庁の定めに応

*130 執行文の付与は、債務名義正本の末尾に執行文を付記する方法によることとされている（民執法26条2項）が、実務では、定型の執行文用紙に所要事項を記載し、債務名義正本の末尾に綴り契印する方法によっている。

*131 実務では、債務名義原本の冒頭上部欄外に、定型のゴム印を押す方法による場合が多い。

*132 一方、仮執行宣言が付されていない損害賠償命令は、異議の申立てにより効力を失うので、執行停止の問題は生じない。

*133 詳しくは、民事実務講義案Ⅲ（五訂版）（p142以下。仮執行宣言付き支払督促に対する異議申立てに伴うもの）、民事上訴審の手續と書記官事務の研究（p398以下。仮執行宣言付判決に対する控訴等に伴うもの）等を参照されたい。

*134 民事部に記録を送付する前に強制執行停止の申立てがあった場合は、迅速な事務処理が求められる強制執行停止事件の性質上、記録の存する刑事部で処理するのが相当である。

じた郵便切手の予納を要する。

申立書が提出された場合、上記の点のほか、当事者の表示、申立ての趣旨及び理由、疎明方法等の記載事項を確認して、受付日付印を押印した上、刑事雑事件簿（刑事和解等雑事件簿）に登載して立件する^{*135}。緊急性があるので、立件次第直ちに担当部に引き継ぐ^{*136}。

3 決定に伴う事務

審理の結果、執行停止の要件を具備していると認められる場合、実務上、担保を立てさせた上で、決定を行う例が多い。

この場合、裁判官の指示により、担保提供命令を起案し、裁判官の押印を受ける。申立人に告知し（法40条、民訴法119条）、その旨及び告知方法を記録上明らかにしておく（規則34条、民訴規則50条2項）。

供託書正本^{*137}等の提示等により、担保が提供されたことが確認できたら、裁判官の指示により、強制執行停止決定を起案し、裁判官の押印を受け、当事者双方に送達する方法により告知する。

*135 事件記録符号は、(㊦)である。

*136 記録は、刑事損害賠償命令事件記録の第3分類につづる（損賠調書等通達記第2，民訴記録編成通達記1(3)オ）。

*137 供託書正本と写しの提出を受け、照合した上、正本を還付し、写しに正本を還付した旨及びその年月日を記載して押印し、記録につづる取扱いが一般的である。

第7章 当事者が日本語を解さない場合の事務

第1 相手方（被告人）が日本語を解さない場合

相手方（被告人）が外国人で日本語に通じない場合には、審理期日に通訳人を立ち合わせる必要がある（法40条，民訴法154条）^{*138}。

なお、損害賠償命令手続では、民事訴訟手続と同様に、本人に代わって訴訟代理人が陳述することができる。訴訟代理人が付いている場合は、相手方（被告人）の陳述が見込まれる場合などを含め、通訳の要否について訴訟代理人の意向を確認することになる。

1 通訳料等の費用の予納

刑事損害賠償命令事件の審理は、有罪判決宣告後、直ちに第1回審理期日を開くことになっているので、刑事被告事件が要通訳事件である場合には、あらかじめ、第1回審理期日前に申立人に通訳料等を予納させる運用が相当と思われる。

2 通訳人の指定

有罪判決の宣告までは審理が行われないため、通常、第1回審理期日で通訳人を指定することになる。あらかじめ、刑事被告事件で付した通訳人に、刑事損害賠償命令事件における通訳を事実上依頼しておくことが合理的である。

3 調書の作成

(1) 手続調書【調書記載例10-1】

ア 「出頭した当事者等」欄

通訳人を介して手続を行ったときは、「通訳人〇〇〇〇」と記載する（民訴規則66条1項4号）^{*139}。

*138 損害賠償命令手続は、任意的口頭弁論であるが、審尋手続で行う場合にも、民訴法154条の規定は準用されると考えられる。この場合、民訴法154条の「口頭弁論」は「審理手続」と読み替えることになる。

*139 民事事件の調書は結果調書であるから、通訳人を指定した期日についても、「出頭した当事者」欄に、通訳人の氏名を記載する必要がある。また、手続全体に通訳を命じた場合のみならず、証人尋問にのみ通訳人を立ち合わせ（証人が外国人で日本語に通じない場合）、期日

イ 「弁論の要領等」又は「審尋の要領」欄

通訳人を立ち会わせたときは、冒頭部分に、「通訳人〇〇〇〇 別紙のとおり尋問、本件手続に立会い」（最初に立ち会わせた期日の場合）又は「通訳人〇〇〇〇 本件手続に立会い」（２回目以降の期日の場合）と記載する^{*140}。

通訳人を期日で指定^{*141}した場合には、書面を作成しない裁判（民訴規則６７条１項６号）として、「本件の通訳人として、〇〇〇〇（住所）を指定する。」と記載する。

(2) 通訳人調書（第７号様式）【調書記載例１０－２】

人定事項を記載し、「宣誓その他の状況」欄に、「裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、通訳人が虚偽の通訳をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。」と記載する^{*142}。

「陳述の要領」欄には、「通訳した陳述の要領は別紙第〇回口頭弁論調書記載のとおり」又は「通訳した陳述の要領は別紙第〇回審尋調書記載のとおり」などと記載する。

通訳人調書の末尾に通訳人の宣誓書を添付し、第１分類の手続調書の次につづる^{*143}。

(3) 参考人等目録（第５号様式）

の冒頭に通訳人が立ち会っていない場合と同様である。

*140 なお、証人尋問等のみに通訳人を立ち会わせた場合には、「通訳人〇〇〇〇 別紙のとおり尋問、証人〇〇〇〇の尋問につき立会い」と記載し、２回目以降の期日の場合は、「通訳人〇〇〇〇 証人〇〇〇〇の尋問につき立会い」と記載する。

*141 受命裁判官が指定することもできる。

*142 審尋手続で行う場合も民訴法１５４条の規定が準用されると考えられるため、通訳人に宣誓させることになる。第７号様式は、口頭弁論調書と一体となる場合の様式となっているため、審尋期日で手続が行われた場合には、「この調書は、第〇回審尋調書と一体となるものである。」と修正した上で使用する。

*143 なお、証人尋問等にもみ通訳を命じた場合には、「陳述の要領」欄には、「通訳した陳述の要領は別紙証人調書記載のとおり」などと記載し、通訳人調書は第２分類の当該証人調書の前につづる。

通訳人を証人等尋問又は参考人等審尋のみに立ち会わせた場合^{*144}には、当該通訳人を付けた証人等の欄の備考欄に、「通訳人〇〇〇〇立会い」とメモ的に記載する。

第2 申立人が日本語を解さない場合

申立人が日本語を解さない場合の手続は、基本的には、相手方（被告人）が日本語を解さない場合と同様である。

しかし、申立人が外国人である場合には、通訳人の選任に一定の時間を要することになる^{*145}ので、迅速処理の要請から、通訳のできる知人やボランティア等を同行してもらい、事実上、通訳をしてもらう運用も考えられる。

なお、この場合は、あくまで事実上の通訳であるため、宣誓、調書への記載、報酬の支払は不要である^{*146}。

*144 証人等が外国人で日本語に通じない場合

*145 相手方（被告人）が外国人である場合には、刑事被告事件における通訳人に依頼することが考えられるが、申立人が外国人である場合には、通訳人候補者名簿を利用するなどして通訳人を探す必要があることから相手方が外国人である場合よりも、通訳人の選任までに一定の時間を要するものと思われる。

*146 書記官実務研究報告書第二号「配偶者暴力に関する保護命令事件における書記官事務の研究」p49 第4の1(2)参照

第2編 通常移行後の民事訴訟手続

第1章 通常の民事訴訟手続との違い

損害賠償命令の申立ては、①同申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあったとき、又は②法38条1項若しくは2項に基づき刑事損害賠償命令事件を終了させる旨の決定（以下「終了決定」という。）があったときは、損害賠償命令の申立て時に同申立てに係る請求について訴えの提起があったものとみなされ（法34条1項、38条4項）、その請求の目的の価額に従い、申立人が指定した地（指定がないときは、相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所において、民事訴訟手続に移行（以下「通常移行」という。）して審理がされることとなる。

通常移行後の民事訴訟手続には、民訴法の規定が直接適用される。ただし、次の各点については、通常の民事訴訟手続の場合と異なる。

I 訴状及びその送達 of 擬制

損害賠償命令の申立書（法23条2項）が訴状と、同申立書の送達（法24条）が訴状の送達とみなされる（法34条1項、38条4項）。

II 手数料の残額納付

刑事損害賠償命令事件の申立人は、上記①又は②により訴えの提起があったものとみなされたとき（通常移行があったとき）は、速やかに、民訴費用法3条1項及び別表第1の1の項の規定により納めるべき手数料（訴えを提起する場合の手数料）の額から、刑事損害賠償命令事件の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない（法42条3項）。

III 記録の送付と書証の申出の特例

刑事損害賠償命令事件を担当した裁判所の書記官は、訴えの提起があったものとみなされた裁判所の書記官に対し、同事件の記録（ただし、刑事関係記録中、送付することが相当でないとするものとして、裁判所が特定した

ものは除く。)を送付しなければならない(法35条2項, 38条4項)。

送付された記録についての書証の申出は, 書証とすべきものを特定することによりすることができる(以下「特例による書証の申出」という。法36条, 38条4項)。

IV 異議後の判決

仮執行宣言を付した損害賠償命令に対し, 適法な異議の申立てがあった場合において, 異議後の訴訟についてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは, これを認可する判決をしなければならない(法37条1項)。また, 両者が符合しないときは, 当該訴訟についてすべき判決において, 損害賠償命令を取り消さなければならない(同条2項)。

本編では, 通常の民事訴訟手続との違いに重点を置いて, 手続の流れを見ることとする。

第2章 通常移行後の手続

第1 受付事務等

1 送付記録の受領及び立件

通常移行により、刑事損害賠償命令事件記録が到着したときは、同記録及び添付されている郵便切手の額を確認した上、記録送付書の余白に受付日付印を押印し、民事通常訴訟事件簿に登載する。^{*145*146}

2 事件記録の編成

記録表紙を作成し、3分方式で記録を編成する。

刑事損害賠償命令事件記録は、第3分類につづる。^{*147}

なお、記録表紙に、「刑事損害賠償命令事件から移行」、「〇〇地裁平成〇年（損）第〇〇号 刑事損害賠償命令事件」などと記載する運用が考えられる。

3 事件の分配

編成を終えた記録は、速やかに、担当の部又は係に配布し、記録、郵便切手の授受を明らかにするため、民事通常訴訟事件簿の受領印欄に受領印を受ける。

第2 第1回口頭弁論期日までの事務

1 訴状審査等

(1) 訴状の記載事項等

損害賠償命令の申立書は訴状とみなされるため（法34条1項、38条4項）、この申立書について、請求の趣旨及び原因の記載が十分であることを確認する（民訴法133条2項）。

(2) 訴状の補正の促し

訴状の必要的記載事項の記載が不十分であれば、訴状に代わる準備書面等

*145 民事裁判事務支援システム（MINTAS）を利用した事務処理については、平成20年2月5日付け最高裁総三第000023号総務局長通達「民事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」を参照。

*146 民事通常訴訟事件簿の「関連事件」欄に異議の申立て等の対象となった刑事損害賠償命令の事件番号を記載し、「異」を○で囲む。

*147 民訴記録編成通達参照

を提出する（損害賠償命令手続において提出した主張書面を改めて提出すること、あるいはこれを整理したものの提出でもよいと考えられる。）ことなどによる補正の促しをする。

訴状について、必要的記載事項の記載は足りていても、請求を理由付けるために必要となる請求原因（損害の発生及び数額等）の記載が不十分である場合も、訴状に代わる準備書面等の提出を指示する。^{*148*149}

(3) 補正命令及び訴え却下

原告が任意に補正に応じなければ、裁判所（あるいは裁判長）^{*150}は相当期間を定めて補正命令を発し、それでも原告が補正に応じない場合は、裁判所が口頭弁論を経ないで訴え却下の判決をすることとなる（民訴法140条）。^{*151}

2 管轄に関する調査

管轄の有無について調査し、訴えに係る訴訟の全部又は一部が当該裁判所の管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、裁判所は、これを管轄裁判所に移送する旨の決定をする（法34条3項。なお、応訴管轄が生じる可能性があることは、通常の民事訴訟手続の場合と同様である。）。

3 手数料等

*148 刑事損害賠償命令事件の申立書については、刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実（法23条2項2号）及び「損害額の内訳」（規則20条1項6号）以外の事項については記載することが禁止されているので（法23条3項）、申立書に請求を理由付けるために必要となる請求原因のすべてが記載されているとは限らない。

*149 この指示は、3(3)の補正の促しと同時にする運用が考えられる。

*150 補正命令の発出主体については、「裁判所」とする考え方と、「裁判長」とする考え方とがあり得る。前者は、訴訟係属後は、裁判長が訴状を却下する権限を有しない以上、その前提となる補正命令も発することができず、民訴法140条により訴え却下の判決をすることになる裁判所が、補正命令を発する主体となると考えるものである（裁判所職員総合研修所『民事実務講義案Ⅲ（五訂版）』156、157頁参照）。後者は、訴訟係属後は、裁判長は、訴状の却下はできないが、補正命令については、裁判所を代表して発することができるものとするものである（菊井・村松Ⅱ129、137頁参照）。

*151 請求を理由付けるために必要となる請求原因の記載がないことをもって、訴えを却下することはできないことは、通常の民事訴訟手続の場合と同様である。

(1) 手数料の残額納付

損害賠償命令の申立てに係る請求について、訴えの提起があったものとみなされたときは、原告（申立人）に手数料の納付義務が発生する（法42条3項）。

(2) 納付すべき残額手数料の算定

納付すべき手数料の額は、訴えを提起する場合の手数料の額から、損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額である。原則として、擬制される訴えの提起ごとに算定することになると考えられる。^{*152*153}

(3) 納付の指示等

納付すべき手数料額の算出後、原告に対し、事務連絡の送付等により、残額納付を指示する。原告が任意にこれに応じなければ、裁判所（あるいは裁判長）は相当期間を定めて補正命令を発する^{*154}。【例31】

原告が、この補正に応じない場合は、裁判所が口頭弁論を経ないで訴え却下の判決をする（民訴法140条）ことになる。

*152 基本的には、訴訟事件の立件数に応じた訴えの提起があったものとして、その訴えの提起ごとに手数料を算定することが原則となるものと考えられる。もっとも、1通の申立書により複数の相手方に対する損害賠償命令の申立てがされている場合には、その後の刑事損害賠償命令事件の審理の過程で、各別に訴えの提起があったものとみなされることになった場合でも、申立人の意思（主観的併合請求）を重視して、1個の訴えの提起をした場合と同様に扱えないかが問題となり得るし、督促異議の場合の手数料の取扱い（次注参照）とのバランスなども問題となり得るので、これらの点も勘案して算定することになろう。

*153 督促異議の場合の取扱いにつき、裁判所職員総合研修所『民事実務講義案Ⅲ（五訂版）』154頁は、複数の債務者に対する経済的利益を共通とする主観的併合請求につき1通の支払督促が発付された場合において、各債務者から各別に督促異議の申立てがされたときの追納額については、実務上、「各請求相互間に経済的利益共通の関係があるときは、…先にされた督促異議の申立てによって、追納額全額を納付させ、後からの督促異議の申立てによっては追納させないとの考え方」に従って処理する例が多いとしている。

このような取扱いをする理由として、川原精孝『支払命令における実務上の諸問題の研究』218頁は、上述のように各別に異議申立てがされると別々に訴訟へ移行するが、「別個の訴訟として係属することになったのは債務者らの行為に起因し、債務者らが同時に1通の書面で異議申立てをした場合との衡平を欠くこと、また、裁判所は弁論を併合することによって一つの訴えをもって数個の請求をなした場合と同じように訴訟を進行させることができることなどを考慮」すべきことを挙げている。

*154 裁判所書記官による納付指示を経ることなく、裁判所（裁判長）による補正命令を発する扱いも考えられる。

なお、訴え却下の判決をする際、仮執行宣言付損害賠償命令が発せられている場合には、判決主文にその取消しをも掲げなければならない（法37条2項）。

4 第1回口頭弁論期日の指定と呼出し

(1) 期日指定等

裁判所書記官は期日調整を行い、裁判長により第1回口頭弁論期日が指定されたら、当事者双方に対し、期日の呼出しをしなければならない（民訴法139条）。

期日調整に当たり、送付記録から刑事損害賠償命令事件の当事者に代理人が付いていたことが判明した場合には、同代理人に対し、訴訟代理人の受任の意思を確認した上で、訴訟委任状の提出を促すとともに、期日調整を行うことが考えられる。

なお、事案によっては、必ずしも最初に口頭弁論期日を開く必要はなく、最初の期日から実質的な争点等の整理を行うべく、弁論準備手続期日を開くことも考えられるので、事前に裁判官と打合せをする。

(2) 期日呼出状等の送達

裁判所書記官は、前記(1)の期日呼出状を被告に送達する。^{*155}

訴状とみなされる申立書については、再度の送達は不要である（法34条1項後段）。ただし、訴状に代わる準備書面等を提出させた場合には、それを被告に送ることになる。

(3) 答弁書提出の催告

訴状とみなされる申立書及び訴状に代わる準備書面等に記載された請求の趣旨、請求原因に対する答弁、認否・反論等を記載した答弁書の提出についての催告状も前記送達書類に同封する。損害賠償命令手続で既に答弁書が提

*155 督促異議の場合と同様、刑事損害賠償命令事件における送達場所の届出の効力は、通常移行後にも及ぶと考えられる（民事裁判資料第219号「新しい督促手続の基本諸問題」127頁参照）。

出されている場合において、それが訴状とみなされる申立書等に対応している場合には、それを再提出させることも考えられる。

第3 審理手続

通常移行後の民事訴訟手続の審理は、次のような特徴があるほかは、通常の民事訴訟と同様である。

1 口頭弁論手続と調書の記載

(1) 手続の流れ

原告は、訴状とみなされる申立書を陳述するほか、訴状に代わる準備書面等を提出している場合には、それを陳述し、次いで、被告は、答弁書を陳述する。

また、異議申立書に攻撃防御方法や相手方の請求及び攻撃防御方法に対する陳述が記載されている場合には、準備書面を兼ねるものとして（規則28条3項）、異議申立書の上記記載部分を陳述することが考えられる^{*156}。

なお、上記申立書及び異議申立書以外に、損害賠償命令手続の中で提出された主張書面については、通常移行後の民事訴訟手続に引き継がれるものではないため、訴訟資料とするためには、改めて裁判所への提出及び相手方への直送等を経た上で陳述をする必要がある。

(2) 調書の記載

「弁論の要領等」欄の記載例は、以下に記載する事項を除けば、通常の民事訴訟手続と同様である。

ア 原告が弁論の冒頭になすべき請求の趣旨及び原因の陳述は、損害賠償命令の申立書に基づいてされる。

*156 異議申立書については、刑事損害賠償命令事件の審理をした裁判所から、異議の申立ての相手方に対し送付される（規則28条2項）。なお、異議の申立ての相手方が在廷していない口頭弁論における陳述については、民訴法161条3項参照。

原告

刑事損害賠償命令申立書陳述

訴状に代わる準備書面が提出されている場合は、これによることになる。

原告

訴状に代わる準備書面陳述

なお、仮執行の宣言が付された損害賠償命令を認可する旨の請求の趣旨を口頭で陳述した場合は、次のような記載となる。^{*157}

原告

1 本件につき〇〇地方裁判所平成〇〇年（損）第〇〇〇号事件の仮執行宣言付損害賠償命令を認可する。

異議申立て後の訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

2 刑事損害賠償命令申立書の「刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実」陳述

イ 被告の弁論が口頭でされた場合は、次のような記載となる。

(ア) 損害賠償命令に仮執行宣言が付されていない場合

被告

原告の請求を棄却する。

*157 一部認容された損害賠償命令に対し当事者から異議の申立てがあった場合、申立人（原告）の請求全部について民事訴訟手続に移行すると解される。原告は、移行後の民事訴訟手続において、刑事損害賠償命令事件で一部認容された損害賠償命令の認可を求めるとともに、同事件で棄却された部分の給付を求めることが考えられる。

訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

(イ) 損害賠償命令に仮執行宣言が付されている場合

被 告

〇〇地方裁判所平成〇〇年（損）第〇〇〇号
事件の仮執行宣言付損害賠償命令を取り消す。
原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

ウ 異議申立書に攻撃防御方法等の記載があれば、規則28条3項の規定により準備書面を兼ねるものとされるので、異議申立書に基づいて陳述できる。

原 告

異議申立書陳述

2 特例による書証の申出

通常移行後の民事訴訟においては、通常の手続の申出に加えて、送付記録についての書証の申出は、書証とすべきものを特定することによりすることができる（法36条）。

具体的な手続等については、後記第4のとおりである。

3 判決

(1) 判決の方式

損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあった場合、同裁判は効力を失うが、仮執行宣言を付した損害賠償命令については、

その効力は失われず（法 33 条 4 項），債務名義となる（民執法 22 条 3 号の 2）。

損害賠償命令に仮執行宣言が付されている場合に，通常移行後の民事訴訟においても原告の請求を認容する判決をすれば，債務名義が 2 つ存在することになるため，通常移行後の民事訴訟の結論が当該損害賠償命令と符合する場合は，これを認可する判決をすることになる（法 37 条 1 項本文）。

他方，通常移行後の民事訴訟の結論が当該損害賠償命令と異なる場合は，通常移行後の民事訴訟の判決においては，申立人の請求の当否について判断するとともに，その判断と矛盾する当該損害賠償命令を取り消すことになる（同条 2 項）。

(2) 訴訟費用の負担についての裁判

原則として，刑事損害賠償命令事件の手続費用の裁判は，適法な異議の申立てにより失効するので，訴えの提起があったものとみなされた裁判所は，異議の前後を通じた訴訟費用の全部についての裁判をしなければならない（法 40 条，民訴法 67 条 1 項本文）。

ただし，刑事損害賠償命令事件の裁判に仮執行宣言が付されている場合は，適法な異議の申立てがあったとしても，その裁判は失効しない。したがって，訴えの提起があったものとみなされた裁判所は，手続費用の裁判を維持する場合はその認可をすることになり，異議後の訴訟費用についてのみ新たに裁判をすることとなる（法 37 条 3 項，民訴法 363 条 1 項）。

4 記録の保存

(1) 刑事損害賠償命令事件記録

送付された刑事損害賠償命令事件記録は，訴えの提起があったものとみなされた裁判所において，民事訴訟事件記録とともに，5 年間保存する。^{*158} 刑事損害賠償命令事件の審理をした裁判所に返還する必要はない。

*158 事件記録等保存規程参照

(2) 損害賠償命令原本

ア 仮執行宣言が付されていない場合は、異議の申立てに伴い、裁判の効力は失われるため（法33条4項）、損害賠償命令原本を分離して保存する必要はない（(1)により5年間保存する。）。

イ 仮執行宣言が付された損害賠償命令を取り消し、又は認可する旨の判決がされた場合は、損害賠償命令原本は、その判決の附属書類として保存する。

なお、損害賠償命令原本に引用されている書面がある場合（損害賠償命令の申立書、主張書面など）は、当該書面も合わせて保存する必要がある。

(3) 通常移行後に異議が却下され、又は取り下げられた場合

通常移行後に民事訴訟手続において提出されたものも含め、記録全部を刑事損害賠償命令事件の審理をした裁判所に返還し、同裁判所において刑事損害賠償命令事件記録として保存する。^{*159*160}

第4 特例による書証の申出

通常移行後の民事訴訟手続においては、法35条2項（38条4項により準用される場合を含む。）により送付された記録中の文書についての書証の申出は、書証とすべきものを特定することによりすることができる（法36条、38条4項）。

特例による書証の申出に至る記録の流れは、図2「記録の流れ」のとおりである。

1 特例による書証の申出の方式等

特例による書証の申出は、送付記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面とし、その書面には、文書の記載から明らかな場合を除き、立証趣旨を記載しなければなら

*159 事件記録等保存規程参照。なお、刑事損害賠償命令事件簿に保存に関する事項を記載する必要がある。

*160 この場合、民事訴訟事件の事件票上の終局事由は「その他」とする。

ない（規則31条1項及び2項）。

裁判所書記官は、次の点に留意し、必要に応じて補正を促す。

(1) 書面による申出

特例による書証の申出は、書面でしなければならない。

(2) 文書ごとの申出

特例による書証の申出は、「文書ごとに」特定してしなければならない。

よって、例えば「送付記録一式」というような包括的な申出がされた場合は、個々の文書ごとに特定するよう補正を促す。^{*161}

(3) 文書の特定と立証趣旨の記載

特例による書証の申出書には、文書を特定するために、基本的には、「文書の標目」、「作成者」を、それだけで特定できない場合には、「その他文書の特定のために必要な事項」（日付等）を記載しなければならない。^{*162*163}

そして、文書の提出の方法による書証の申出の場合と同様、文書の記載から明らかな場合を除き、立証趣旨を記載しなければならない。

(4) 刑事損害賠償命令事件における書証目録等の利用

裁判所が前記第2の1(2)や3(3)の補正の促し等をする際に、刑事損害賠償

*161 例えば、刑事損害賠償命令事件において提出された主張書面については、通常は単なる主張が記載されているにすぎず、特段の事情のない限り、書証とする必要性は乏しいと考えられるが、「送付記録一式」とすると、このようなものも含まれてしまうことになる。このような事態を防止するため、特例による書証の申出は、「文書ごとに」特定してしなければならないこととされた。

*162 送付記録につづられている文書の一部について特例による書証の申出をする場合には、「○○○○の供述調書（○頁○行目から○頁○行目まで）」などと特定することになる。

*163 刑事損害賠償命令事件において取り調べられた刑事被告事件の訴訟記録中の書証について特例による書証の申出をする場合には、文書の特定に当たり、刑事被告事件における証拠番号を「甲8」「弁4」等と記載してもらうのが相当である。また、刑事損害賠償命令事件において当事者が提出した書証について特例による書証の申出をする場合には、文書の特定に当たり、刑事損害賠償命令事件における書証番号を「A1」「B1」等と記載してもらうのが相当である（例33-1、33-2参照）。これは、民事訴訟における書証番号と刑事損害賠償命令事件における書証番号の対応関係を明らかにするためである。

（なお、刑事損害賠償命令事件において、公判調書や供述調書等、刑事被告事件の訴訟記録中の書証以外のものを取り調べた場合には、刑事損害賠償命令事件固有の書証番号は付されない。）

命令事件において既に作成済みの書証目録等（書証目録やそれが引用する証拠等関係カードの写し，略語表）の写し，申出書の書式及び申出書の書き方についての説明書を当事者に交付し，特例による書証の申出書の作成方法を指導するという運用が考えられる。^{*164}【例32，33-1，33-2】

(5) 申出書の直送

特例による書証の申出書は，民訴規則99条2項の「証拠の申出を記載した書面」に当たるので，同項で準用される民訴規則83条1項により，申出人は，この書面の写しを相手方に直送する。

ただし，直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは，申出人は，裁判所に対し，書面の送達又は送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができる（民訴規則47条4項）。

2 特例による書証の申出がされた場合の記録の編成

刑事損害賠償命令事件記録は第3分類につづられているが，特例による書証の申出がされた文書は，原則として，写しを作成し，当該写しを民事訴訟記録の第2分類に，甲，乙等の各号証の順に，かつ，番号の順につづる。

ただし，特例による書証の申出がされた文書が，刑事損害賠償命令事件記録中の第2分類の書証群又は証拠調べ調書群であるときは，写しを作成することなく，当該文書を，民事訴訟記録の第2分類につづり直すことも差し支えない。

*165*166*167

*164 当事者が送付記録についての閲覧謄写等をしていない場合には，送付記録の範囲（法35条第1項による不送付部分の特定の有無及び範囲）を知らない可能性が高く，事案に応じて，特例による書証の申出の対象となり得る送付記録の範囲を通知することが考えられる。

*165 民訴記録編成通達参照。よって，送付されてきた刑事損害賠償命令事件の記録のうち，同事件で提出された書証（A号証，B号証等），同事件において尋問等がされた場合の尋問調書，刑事被告事件の訴訟記録のうち，法30条4項により取り調べられた書証や尋問調書については，必ずしも写しを作成する必要はない。

*166 文書の一部について特例による書証の申出がされ，当該文書の全部を第2分類につづり直す場合は，特例による書証の申出がされた部分以外の部分については，判決の基礎とすることはできず，また，民訴法91条の閲覧謄写の対象にもならないので注意する。特例による書証の申出がされた部分のみの抄本を作成し，これを第2分類につづるという運用も考えられる。

3 刑事損害賠償命令事件の当事者でない相手方に送付すべき書証の写しの提出について

通常の文書の提出の方法により書証の申出をする場合は、書証の写しの提出が必要であるが（民訴規則137条1項）、特例による書証の申出をする場合においては、写しの提出は不要である。

しかし、特例による書証の申出をする場合に、相手方に刑事損害賠償命令事件の当事者でない者（第三者）があるとき（例えば、通常移行後、原告が被告の雇用主に対して提起した使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟の弁論が併合された場合において、原告が特例による書証の申出をするときなど）は、当該第三者の分の書証の写しの提出が必要である（規則32条1項）。

ただし、刑事損害賠償命令事件の当事者及び裁判所の分については、もとより書証の写しの提出は不要である。

なお、当事者は、当該第三者の分の書証の写しを直送することができる（規則32条2項）。

4 書証目録の記載について

送付記録中の文書について特例による書証の申出がされた場合には、書証目録上は、刑事損害賠償命令事件記録について特例による書証の申出があったものであることを明確にするため、「標目等」欄に「（刑事損害賠償命令記録分）」と付記するのが相当である。また、特例による書証の申出書は、証拠説明書を兼ねるので、書証目録の「標目等」欄の記載に際しては、提出された申出書を引用することができる^{*168}（申出書の記載に不備があり、書証目録に引用することができないときは、「供述調書（刑事損害賠償命令事件記録分・甲

*167 刑事損害賠償命令事件記録の第2分類の書証群及び証拠調べ調書群につづられているものを民事訴訟記録の第2分類につづり直したときは、つづり直したことを明確にするため、刑事損害賠償命令事件記録の書証目録や参考人目録等の欄外に、「(ㄅ)号記録に編てつ」等とメモ的に記載したり、ゴム印を押したりすることも考えられる。

*168 民事実務講義案Ⅰ（五訂版）127頁参照。

8」等と記載する。) *169。

なお、書証番号については、判決書における引用の便宜等を考慮すると、刑事関係記録について申出がされた書証を含め、通常移行後に新たに提出された書証と合わせて、民事方式で番号を振り直すのが相当である*170。

*169 「甲8」等と記載するのは、民事訴訟における書証番号と刑事損害賠償命令事件における書証番号（刑事被告事件における証拠番号、当事者提出の書証について付された書証番号）との対応関係を明らかにするためである。（*163，例33-1，33-2参照）。

*170 刑事損害賠償命令事件記録からつづり直した書証にも、民事方式で書証番号を記載しておくのが相当である。

(甲 号証) 書 証 目 録 (原告 提出分)			
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)			
番号	提 出		備考
	期 日	標 目 等	
1～10	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	書証申出書(21.〇.〇付け) のとおり (刑事損害賠償命令記録分)	
11	第 2 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	供述調書 (刑事損害賠償命令記録分・甲8)	

第3章 送付記録の閲覧・謄写について

法35条2項（法38条4項の規定により準用される場合を含む。）により送付された記録は、特別の規定があるもの（法34条1項の規定により訴状とみなされる申立書やその送達報告書（同項の規定により訴状の送達が擬制される。）、規則28条3項の規定により準備書面を兼ねるものとされる異議申立書、法37条の規定により認可・取消しの対象となる仮執行宣言が付された損害賠償命令等）を除き、特例による書証の申出がされない限り、民訴法91条にいう「訴訟記録」とはならず、同条の適用はないと解される。送付記録のうち、特例による書証の申出があった部分については、その段階で民訴法91条にいう「訴訟記録」となり、同条の適用を受けることになると考えられる。

送付記録のうち「訴訟記録」となっていない部分については、当該民事訴訟事件の当事者は、特例による書証の申出をするための前提として、当然に閲覧・謄写が認められるものと考えられる^{*171}が、当該民事訴訟事件の当事者以外の者に関覧等させることのないように留意する必要がある。

*171 裁判所職員総合研修所『民事実務講義案Ⅰ（五訂版）』163頁の（注1）は、文書送付嘱託の場合について、「嘱託物は記録ではないので、嘱託物の閲覧謄写権の根拠は、法91条ではなく、送付嘱託した後に書証として提出するという目的を満足させるためには閲覧謄写が必要であることから、送付嘱託の申立（法226）という行為に関覧謄写の根拠があると解されている。」としている。